

第2編 基本計画

第2編 基本計画 ○ 目次

第1章 自立と思いやりのまちづくり	31
第1節 健やかに安心して暮らせる体制づくり	31
1. 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実	32
2. 保健医療サービス体制の充実	40
3. 安心して暮らせるまちづくりの推進	43
第2節 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり	48
1. 学校教育の充実	49
2. 町民のための生涯学習システムの確立	53
3. 生涯スポーツ・レクリエーションの振興	60
4. 文化の創造	65
第2章 発見と活用のまちづくり	70
第1節 いきいき働く産業づくり	70
1. 農林業・水産業の振興	71
2. 商業・工業の振興	79
3. 観光の振興	81
第2節 多彩で魅力あるまちづくり	87
1. まちの目標となる土地利用方針の策定	88
2. 生活基盤の整備	91
3. 快適な地域環境整備	97
第3章 行財政計画と参加と協働のまちづくりの推進	100
第1節 まちの行財政計画	100
1. まちの行財政改革	101
2. 広域行政の推進	106
第2節 参加と協働のまちづくりの推進	107
1. まちづくりへの参加の仕組みづくり	108
2. 協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり	110

第1章 自立と思いやりのまちづくり

第1節 健やかに安心して暮らせる体制づくり

施策の大綱

町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

今後予想される超高齢社会のなかで、町民が安心して暮らせるまちづくりのためには、地域における保健・福祉・介護サービスのネットワークづくりが必要です。特に高次の施設を茂原市等の町外に依存する本町においては、町内でのサービス体制づくりが重要で、個々に行われている保健・福祉・介護サービスの連携強化とネットワーク化を進めます。

町内でのきめ細かな保健・福祉・介護サービス実現のためには、町民が自発的に日々の健康管理を行うとともに、町が提供する保健・福祉・介護予防事業に積極的に参加し、いざというときに支え合える町民各々の福祉意識の高揚が重要です。そのために地域や高齢者一人ひとりの実情を把握し、有効なネットワークづくりを進めます。

今後は、高齢化が進むなかで、高齢者の介護予防に関する取り組みや活動を重視し、地域において自分らしく生き生きとした生活をおくれるよう支援しつつ、介護保険サービスの提供基盤の充実に努めます。さらに、高齢者が元気であり続けるためには、介護予防・健康づくりが大切であり、そのような取り組み・活動への積極的な参加を促し、支援する体制づくりを進めます。

一方、少子化の流れに対応するために、女性の社会参加を支援する総合的な保育体制の確立と場所の確保を進めます。心身障害者、低所得者に対しては、家庭の実情に応じ生活相談や各種支援事業を進めます。

保健事業の充実・医療サービス体制の確保

町民が安心して暮らせるための基本は、町民一人ひとりの健康保持であり、そのための保健事業として、小児から成人までの各年齢層段階に応じた健診や予防接種及び生活習慣病予防に効果のある各種検診・保健指導事業等を進めます。特に核家族化、少子高齢化に対応し、高齢者や母子に対する保健事業の強化を進めます。

町民の健康な暮らしを支える地域医療については、救急医療から高次医療、機能回復訓練までの体系的な医療体制を構築するため、県や周辺自治体と協働しながら広域的な取り組みを進めます。

安心して暮らせるまちづくりの推進

風水害や地震等の自然災害に強いまちづくりを進めるために、地域の危険要因を把握しつつ、危険回避のための対応策を体系的に進めます。また、河川の水害問題については、白子町だけでなく南白亀川流域全体にわたる広域の問題として捉え、流域市町村一体での対策を協議します。

交通安全や防犯については、町民の意識の高揚を図るとともに事故等の未然防止対策を計画的に進めます。

1. 町民みんなで支えあう保健・福祉体制の充実

現況と課題

白子町の人口は、平成 17 年に 12,850 人、うち 65 歳以上の高齢者は 3,377 人(26.3%)であり、既に超高齢社会を迎えています。

町の高齢者福祉施設等の現状をみると、町内 3 地区の「ふれあいセンター」、特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームが整備されていますが、今後、拡大する施設サービスの需要を踏まえ、介護保険の地域密着型サービスとして位置付けられる小規模特別養護老人ホーム等の施設整備を考慮する必要があります。

地域における保健・福祉体制は、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ボランティア組織等において、活動が行われていますが、総合的に保健・福祉サービスを進めていくための相互調整や、組織間の連携は、必ずしも充分図られてはいない状況にあり、その対応策として地域福祉ネットワークの整備が必要です。

高齢者世帯は平成 17 年に 2,445 世帯、うち単独世帯が 494 世帯で年々増加しており、医療・福祉・介護サービスの充実・強化が急務です。また今後、団塊の世代の人達が高齢化を迎えることとなり、高齢者福祉ニーズも高度化、多様化するものとみられ、変化に応じた体制づくりや、生きがいづくり対策の強化、町内に整備された施設を多目的に効率的に活用することによるサービスの有機的な連携や充実が求められています。

社会参加する女性の増加や核家族化等により、子育て支援ニーズも 0 歳児～年少児童まで多様化し、特に近年は低年齢保育ニーズが増加する傾向にあり、総合的な保育体制の整備と地域における子育て支援体制の構築が必要です。

白子町の障害者は若干の増加傾向にあり、地域において障害者やその家族が安心して生活していけるように、各種対策を進めていく必要があります。

表 2-1 年齢階層別人口

(単位：人(％))

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	増加数 17 12
0～14 歳	2,458(20.5)	2,117(17.3)	2,058(15.5)	1,732(13.2)	1,378(10.7)	354
15～64 歳	7,746(64.7)	7,992(65.3)	8,552(64.6)	8,444(64.4)	7,999(62.2)	445
65 歳以上	1,771(14.8)	2,121(17.4)	2,628(19.9)	2,923(22.3)	3,376(26.3)	453
総 数	11,975(100.0)	12,230(100.0)	13,238(100.0)	13,103(100.0)	12,850(100.0)	253

資料：国勢調査

注記：年齢不詳を除くため各年齢階層の合計と総数は合わない。

表 2-2 高齢者世帯の推移

年次	高齢者世帯数		うち単独世帯数	
	世帯数 (世帯)	対総世帯 (%)	世帯数 (世帯)	対総世帯 (%)
平成 2 年	1,520	48.8	120	5.7
平成 7 年	1,852	50.1	235	6.4
平成 12 年	2,105	52.9	322	8.1
平成 17 年	2,445	58.0	494	11.7

資料：保健福祉課

表 2-3 老人クラブ数、会員数の推移

年次	クラブ数	会員数(人)
平成 2 年	22	1,193
平成 7 年	22	1,100
平成 12 年	21	1,050
平成 17 年	22	1,100

資料：保健福祉課

表 2-4 保育児童数の推移

年次	定員 (人)	児童数			
		(人)	3歳未満	3歳児	4～5歳
昭和 60 年	350	397	16	67	314
平成 2 年	350	359	30	30	258
平成 7 年	350	355	36	36	248
平成 12 年	350	315	45	68	202
平成 17 年	350	256	33	63	160

資料：住民課

図 2-1 保健福祉施設位置図



施策の体系

(1)総合的な保健・福祉行政の推進

- 地域ぐるみで保健・介護体制の構築とふれあいセンターの活用
- 地域に根ざした健康づくりの推進
- 住民主体の保健・福祉活動への支援の充実
- 保健・福祉・介護に関する計画の策定・見直し
- 社会保障制度の周知と活用の推進

(2)高齢者福祉の充実

- 見守りネットワークの構築
- 介護保険制度の利用促進と自立した日常生活の支援
- 高齢者が持つ知恵と経験の継承と地域での活用
- 高齢者の生きがい確保のための教育文化活動への支援

(3)母子・児童福祉の充実

- 地域での子育て支援体制の構築
- 総合的な保育・子育て支援方策の検討
- 保育所・児童遊園等の整備
- ひとり親等家庭福祉の推進

(4)障害者福祉、低所得者福祉の充実

- 障害者福祉の充実
- 低所得者福祉の充実

施策の方向と主な計画事業

(1) 総合的な保健・福祉行政の推進

施策の方向

地域ぐるみで保健・介護体制の構築とふれあいセンターの活用

- ・保健・福祉施策の体系化と効率的な実施とともに超高齢社会に対応した、保健・福祉・介護サービスの充実を図るために、町、社会福祉協議会、地域包括支援センター等による総合的な地域福祉ネットワークづくりを進めるとともに各地区単位での保健・福祉体制づくりを進めます。
- ・ふれあいセンターは、地域における生活習慣病予防や介護予防などの保健・福祉活動を行うための総合的な地域福祉サービス拠点として活用します。なおふれあいセンターは、各地区のまちづくり拠点として、保健福祉分野に限らず、様々な活用方法を検討します。

地域に根ざした健康づくりの推進

- ・さまざまな健康管理の方法や生活習慣病予防、介護予防の取組や広報活動を進めます。また、町民の保健・福祉意識の醸成のために健康づくり活動を強化します。

住民主体の保健・福祉活動への支援の充実

- ・ふれあいセンター等において各種健康づくり事業や介護予防事業、福祉事業を実施するとともに、社会福祉協議会で行う保健・福祉活動を支援していきます。

保健・福祉・介護に関する計画の策定・見直し

- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直しを行います。
- ・障害者計画及び障害者福祉計画の策定・見直しを行います。
- ・特定健診等実施計画の見直しを行います。
- ・保健・福祉・介護に関する計画相互の連携を図り、利用者にわかりやすい計画となるよう努めます。

社会保障制度の周知と活用の推進

- ・今後の高齢社会に対応するため、老後生活の支えとなる国民年金制度の周知と制度の未加入者の解消を進めます。また国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の適正な活用を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
地域ぐるみで保健・福祉・介護体制の構築とふれあいセンターの活用	関係機関、地域ぐるみで保健・福祉・介護体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町、社会福祉協議会、地域包括センターによる総合的な地域福祉づくり（保健福祉課） ・ 教育、産業等他分野と連携した支援体制の充実（総務課、保健福祉課、関係各課） ふれあいセンターの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいセンターの運営管理と活動支援（保健福祉課） ・ 情報機器を活用した健康管理（保健福祉課）
地域に根ざした健康づくり推進	ライフステージに応じた健康づくり事業展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進事業（保健福祉課） ・ 食生活改善推進員教育事業（保健福祉課） ・ 食生活改善地区組織活動事業（保健福祉課）
住民主体の保健・福祉活動への支援の充実	地域活動への支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 献血推進事業（保健福祉課） ・ 社会福祉協議会活動支援（保健福祉課）
保健・福祉・介護に関する計画の策定・見直し	保健・福祉・介護に関する計画の策定・見直しと計画相互の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直し（保健福祉課） ・ 障害者計画及び障害福祉計画の策定・見直し（保健福祉課） ・ 特定健診等実施計画の見直し（住民課）
社会保障制度の周知と活用の推進	国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の健全運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険制度の改善要望（住民課） 国民年金の加入促進及び制度改善の要望 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金事業（住民課）

(2) 高齢者福祉の充実

施策の方向

地域での高齢者見守りネットワークの構築

- ・地域包括センターや地区社会福祉協議会を中心とした地区毎の地域福祉・見守りネットワークを構築し、地域の高齢者が自立した日常生活を営めるよう支援を行います。

介護保険制度の利用促進と自立した日常生活の支援

- ・高齢者が地域において自立した生活を営めるよう支援するため、介護保険制度の周知徹底を図り、適正・公平な運営を進めます。
- ・町と地域包括支援センターの連携を中心に介護予防活動に積極的に取り組むとともに、高齢者の権利擁護や総合相談を実施し、高齢者が安心して生活を営めるよう支援を行います。
- ・介護予防に関する知識の普及や介護予防活動を行う団体等を支援するとともに、高齢者一人ひとりが自らの健康維持・改善に取り組む機会の提供に努めます。

高齢者が持つ知恵と経験の継承と地域での活用

- ・高齢者の知恵と経験を継承し、地域づくりに活かしていくために、シルバー人材センターの機能強化を進めるとともに、行政のみならず地域住民や民間企業での積極的な活用を進めます。
- ・今後、団塊の世代の人達が職場からの退職し高齢化を迎えますが、地域の様々な活動や事業に積極的に参加できるような仕組みづくりや動機付けを行っていきます。

高齢者の生きがい確保のための教育文化活動への支援

- ・高齢者の生きがいづくりのために、コミュニティや教育文化活動への高齢者の積極的な参加の仕組みづくりを進めます。特に、ふれあいセンターでの自主的な交流活動を支援し、高齢者の地域活動への積極的な参加を促進します。
- ・高齢者の教育・文化活動への参加の目標として、文化祭、体育祭及び各種イベントにおける表現や発表の機会を創出します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
地域での高齢者見守りネットワークの構築	高齢者見守りネットワーク <ul style="list-style-type: none"> 日常生活を支援するため地域福祉・見守りネットワークの構築 (保健福祉課)
介護保険制度の利用促進と自立した日常生活の支援	介護保険制度の適正・公平な運営 <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業 (保健福祉課) 地域支援事業 (保健福祉課) 地域包括支援センター事業 (保健福祉課) 特別養護老人ホーム建設推進事業 (保健福祉課) 家族介護慰労事業 (保健福祉課) 緊急通報体制等整備事業 (保健福祉課) 老人福祉施設入所措置事業 (保健福祉課) 生活管理指導短期宿泊事業 (保健福祉課) 高齢者福祉サービスの施策の充実 <ul style="list-style-type: none"> 敬老祝賀会事業 (保健福祉課) 結婚 50 周年祝賀事業 (保健福祉課) 機能訓練教室 (保健福祉課)
高齢者が持つ知恵と経験の継承と地域での活用	シルバー人材センターの機能強化の検討 <ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター補助事業 (保健福祉課)
高齢者の生きがい確保のための社会・文化活動への支援	生きがい確保と社会・文化活動の支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ活動助成事業 (保健福祉課) 高齢者スポーツ広場事業 (保健福祉課) ふれあいセンターでの自主的な交流の場の提供 (保健福祉課)



(3) 母子・児童福祉の充実

施策の方向

地域での子育て支援体制の構築

- ・ 保育所や民生委員児童委員を中心とした行政側からのアプローチと、地域の子ども会や子育てサークル等の自主的な活動との連携を強化し、地域での総合的な子育て支援体制を構築します。

総合的な保育・子育て支援方策の検討

- ・ 長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画の施策の体系に従い、地域の状況に応じた子育て支援策を実施します。
- ・ 女性の社会参加を支援するための保育の場を確保するため、未使用建築物等の地域資源を活用し、地域の状況に応じた保育体制と保育の場を確保します。

保育所・児童遊園等の整備

- ・ 将来を見据えた計画的・効率的な保育所、児童遊園、その他公共施設の補修整備を進めます。児童遊園については、遊具の修理・更新や地域のイベント広場としての活用等を進めます。

ひとり親家庭等福祉の推進

- ・ ひとり親家庭等に対して、ニーズに応じた各種助成を行います。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
地域での子育て支援体制の構築	地域での子育て支援 ・ 行政と地域の自主的な活動との連携（住民課）
総合的な保育・子育て支援方策の検討	総合的な保育体制確立の検討 ・ 長生郡市次世代育成支援対策地域行動計画の実施（住民課） ・ 放課後児童保育事業（住民課）
保育所・児童遊園等の整備	各種子育て支援方策の実施 ・ 病児・病後児保育事業（住民課）
	保育の場確保のための事業実施 ・ 保育所施設整備事業（住民課） 児童遊園の補修 ・ 補修整備助成事業（保健福祉課）
ひとり親家庭等福祉の推進	ひとり親家庭等への助成事業の実施 ・ ひとり親家庭等医療費等給付事業（保健福祉課）

(4) 障害者福祉、低所得者福祉の充実

施策の方向

障害者福祉の充実

- ・ 障害者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営めるよう、また、介助にあたっている家族等の精神的、肉体的な負担を軽減できるよう生活支援体制の充実を図ります。
- ・ 障害者が社会の一員として自立し、障害のある人もない人も、その人らしい生活を営むことができる社会の実現のための支援施策の充実を進めます。
- ・ 障害者の権利を擁護し、安心して暮らすことができるよう支援します。

低所得者福祉の充実

- ・ 低所得世帯の経済的自立と生活意欲を助長するため、扶助及び貸付制度の活用と民生委員児童委員の指導・援助活動の活発化、生活相談の実施等を図ります。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
障害者福祉の充実	障害者介護施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業（保健福祉課） ・ 相談支援事業（保健福祉課） ・ 日常生活用具等給付事業（保健福祉課） ・ 日中一時支援事業（保健福祉課） ・ 在宅重度知的障害者・ねたきり身体障害者福祉手当給付事業（保健福祉課） ・ 重度心身障害者(児)医療給付事業（保健福祉課） ・ 自立支援医療（更生医療）給付事業（保健福祉課） ・ 補装具費支給事業（保健福祉課） ・ 障害者移動入浴介護事業（保健福祉課） ・ 精神障害者保健福祉事業（保健福祉課） ・ 障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給事業（保健福祉課）
	社会参加促進施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身障害者(児)機能訓練事業（保健福祉課） ・ 手話通訳者派遣事業（保健福祉課） ・ 移動支援事業（保健福祉課） ・ 地域活動支援センター事業（保健福祉課） ・ 自動車運転免許・改造費助成事業（保健福祉課） ・ 知的障害者職親委託制度事業（保健福祉課）
	権利擁護支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度利用支援事業（保健福祉課）

2. 保健医療サービス体制の充実

現況と課題

白子町における死亡原因は、近年、悪性新生物が上位を占めています。疾病を未然に予防するためには、先ず町民の健康づくり活動や疾病等の状況を把握することが重要で、その体制を充実させていく必要があります。

21世紀を迎えた今日においても少子高齢化は更に進んでおり、また、核家族化の進展や高齢者独居世帯の増加が著しいなど高齢者や母子に対する保健事業の強化が求められています。

白子町の地域医療は、周辺市町村の医療機関に依存するところが大きく、地域医療サービスを充実していくためには、広域市町村圏組合や周辺自治体と協働しながら、広域的な取組に基づいた地域医療のシステムづくりを進めていく必要があります。

表 2-5 主要死因別死亡者数の推移

年次	死亡者総数 (人)					
	脳血管疾患	悪性新生物	心疾患	肺炎	その他	
昭和 60 年	21	17	14	-	36	
平成 2 年	19	22	21	-	39	
平成 7 年	22	43	29	-	46	
平成 12 年	15	39	26	-	56	
平成 17 年	17	46	38	34	42	

資料：保健福祉課

施策の体系

(1) 各種保健事業の充実

町民による健康管理意識の醸成と活動体制づくり

疾病予防、健康増進施策

各種健康管理施策、支援の実施

生活習慣病予防の推進

(2) 地域医療サービスの確保

予防活動の充実と地域福祉ネットワークづくり

医療サービスの確保

高齢者見守り体制の構築

施策の方向と主な計画事業

(1) 各種保健事業の充実

施策の方向

町民による健康管理意識の醸成と活動体制づくり

- ・ 高齢化の進行や健康への関心の高まりをふまえ、小児から高齢者までの年齢層段階に応じた健康管理や指導体制の充実に図ります。

疾病予防、健康増進施策

- ・ 小児から高齢者までの町民全ての健康を保持するために、各種予防接種及び乳幼児健診、疾病の早期発見、早期治療を推進するための各種検診、個別相談等を実施します。

各種健康管理施策、支援の実施

- ・ 中高年及び母子の健康管理を支援するために、健康教育や食生活や生活習慣を含めた健康相談等の指導体制を充実させます。また、情報機器を活用して町民の医療データの系統的管理を支援し、保健指導への有効利用を図ります。

生活習慣病予防の推進

- ・ 個人の健康づくりだけでなく、長期的な医療費削減を目指し、メタボリックシンドロームの概念を導入した効果的、効率的な健診、保健指導を実施します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
町民による健康管理意識の醸成と活動体制づくり	年齢層段階に応じた健康管理等 ・ 小児から高齢者までの年齢層段階に応じた健康管理等 (保健福祉課)
疾病予防、健康増進施策	生涯を通じた健康づくり体制の充実 ・ 結核予防事業(保健福祉課) ・ 母子保健事業(保健福祉課) ・ 予防接種事業(保健福祉課) ・ 健康づくり事業(保健福祉課)
各種健康管理施策、支援の実施	健康管理の体制強化、支援の実施 ・ 人間ドック助成事業(住民課) ・ 情報機器の活用による健康管理(保健福祉課) ・ 乳幼児医療対策事業(保健福祉課)
生活習慣病予防の推進	疾病予防に向けた生活習慣病改善への支援 ・ 特定健診、特定保健指導(住民課)

(2) 地域医療サービスの確保

施策の方向

予防活動の充実と地域福祉ネットワークづくり

- ・ ふれあいセンターを利用した生活習慣病予防活動や介護予防活動を実施するとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携した地域福祉ネットワークを構築します。
- ・ 食生活改善協議会等生活習慣病予防や介護予防に関する知識、技術を有する団体、ボランティア等が行なう活動、事業を積極的に支援します。

医療サービスの確保

- ・ 町民の健康な暮らしを支える地域医療については、救急医療から高次医療、機能回復訓練までの体系的な医療体制を構築するため、県や周辺自治体と協働しながら広域的な取組を推進します。
- ・ 町民の健康状態や医療情報の系統的管理によって、的確な医療サービスの充実に進めるため、健康手帳の有効利用を検討します。

高齢者見守り体制の構築

- ・ 高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯等へ見守り体制を構築するため、社会福祉協議会や民生委員児童委員等地域の社会福祉団体やボランティアとの連携を強化します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
予防活動の充実と地域福祉ネットワークづくり	ふれあいセンターの利用 ・ ふれあいセンターにおける生活習慣病予防や介護予防活動の実施（保健福祉課） ・ 地域における社会福祉団体等の活動支援（保健福祉課）
医療サービスの確保	体系的な医療サービスの確保 ・ 広域市町村圏組合病院会計負担事業（保健福祉課）
高齢者見守り体制の構築	町と社会福祉団体の連携強化 ・ 町と地域の社会福祉団体等の連携による高齢者の見守り体制の構築（保健福祉課）

3. 安心して暮らせるまちづくりの推進

現況と課題

安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、町民（特に高齢者や障害者の方々）が生活しやすい工夫が施されたまちづくりを推進していく必要があり、先ず利用の多い公共施設において、先導的な取り組みとして施設の補修・改良を進めていく必要があります。

自然災害は、昭和 62 年以降発生していないものの、いざというときの準備として町内防災施設の周知を図るとともに、自然災害を未然に防ぐための状況監視と対策強化の必要があります。特に南白亀川の水害については、白子町だけの努力では解消できないこともあり、流域一体の問題としてとらえていく必要があります。

交通事故発生件数は、例年高い発生率で推移しています。本町の交通手段は車中心であり、運転者（自転車を含む）及び歩行者（特に幼児、高齢者）に対する交通安全指導や道路の交通安全対策を強化していく必要があります。

刑法犯罪発生件数は、毎年 200 件前後を推移しており、防犯施設の整備や監視体制を充実させていく必要があります。

消防署の開設により、消防、救急医療体制は改善されていますが、いざというときの即応体制強化を図るために、広域施設との連携強化と町内での連絡体制づくりを推進していく必要があります。

表 2-6 交通事故発生件数の推移

年次	事故件数	
	(件)	うち死亡事故件数
昭和 60 年	65	6
平成 2 年	55	6
平成 7 年	65	2
平成 12 年	94	3
平成 17 年	64	3

資料：警察署調べ

表 2-7 刑法犯罪発生件数の推移

年次	犯罪件数 (件)	犯罪種別					
		凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
昭和 60 年	239	5	1	225	3	0	5
平成 2 年	153	1	3	122	13	1	13
平成 7 年	197	2	6	171	5	0	13
平成 12 年	204	5	9	172	6	0	12
平成 17 年	177	1	1	147	4	0	24

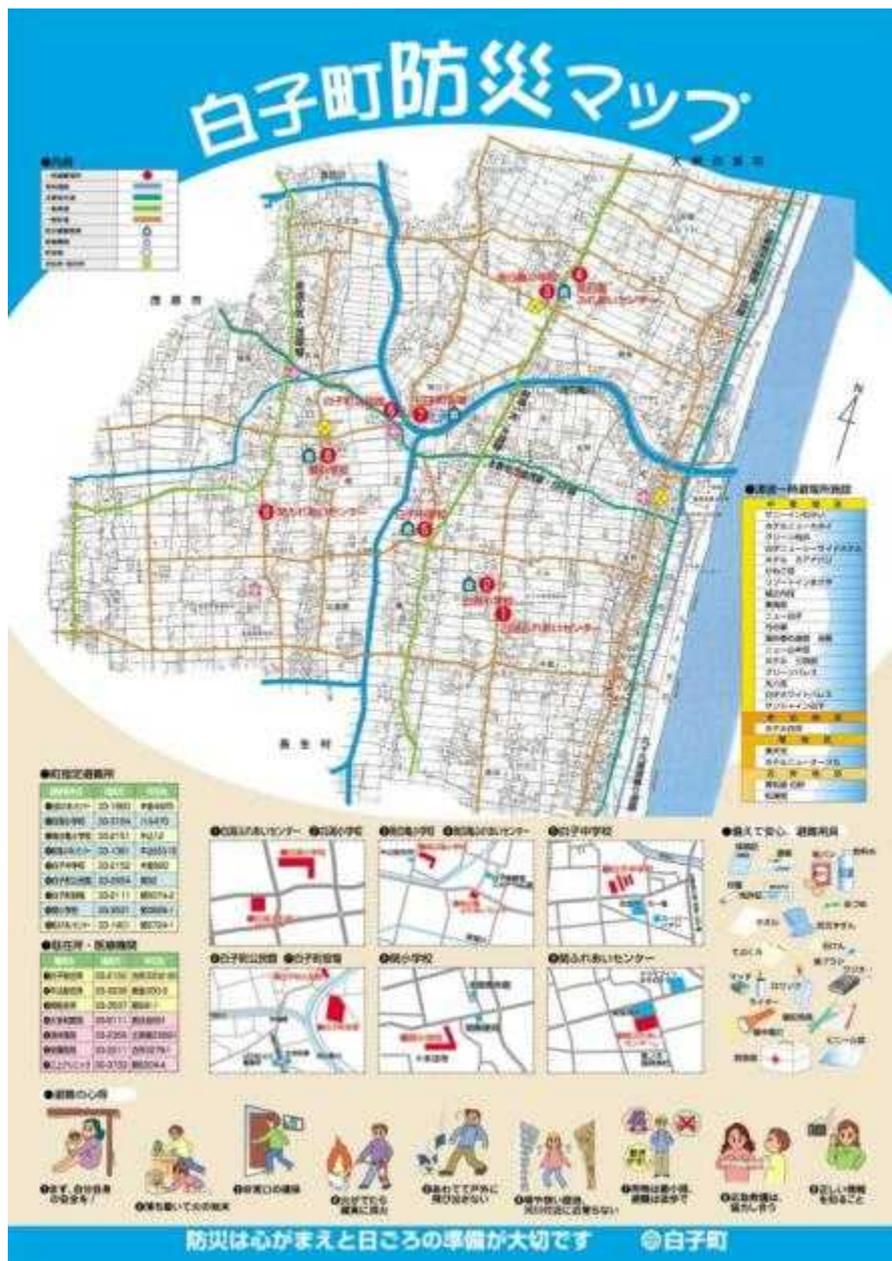
資料：警察署調べ

表 2-8 自然災害の発生履歴

年月日	種別名称等	被害の記録
昭和 23 年 9 月 15 日	アイオン台風	本県横断により、家屋倒壊 142 棟、幸治、古所海岸に高潮、樹木畑被害、交通途絶、電線不通
昭和 35 年 5 月 24 日	チリ地震、津波	南白亀川河口より遡上、家屋倒壊 1 戸、半壊 3 戸、床上浸水 5 戸、床下浸水 20 数戸
昭和 62 年 12 月 17 日	千葉県東方沖地震	家屋一部破損 1,387 棟、ブロック塀倒壊 13 か所

資料：白子町調べ

図 2-2 白子町防災マップ



施策の体系

(1) 町民に優しいまちづくりの推進

主要な福祉医療等公共施設周辺の安全なまちづくりの推進
 公共施設への輸送サービス強化の検討

(2) 自然災害に強いまちづくりの推進

防災対策の推進
 地盤沈下対策の推進
 南白亀川の水害対策の推進

(3) 安全に暮らせるまちづくりの推進

交通安全対策の推進
 防犯等安全対策の推進
 消防、救急医療体制の充実

施策の方向と主な計画事業

(1) 町民に優しいまちづくりの推進

施策の方向

主要な福祉医療等公共施設周辺の安全なまちづくりの推進

- ・千葉県福祉のまちづくり条例に対応し、主要な公共公益施設周辺の道路等の公共施設について高齢者や交通弱者にやさしい施設整備を進めます。
- ・また不特定多数の方が利用する建築物については、誰もが使い易い施設整備を進めるようにその指導を進めます。

公共施設への輸送サービス強化の検討

- ・ふれあいセンターや公民館、集会所等の公共施設や町外の高次医療福祉施設の利用利便性を向上させるために、ボランティア等を活用した輸送サービスの導入を検討します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
主要な福祉医療等公共施設周辺の安全なまちづくりの推進	主要な福祉医療等公共施設周辺の安全なまちづくりの推進 ・ 高齢者や交通弱者にやさしい施設整備方針検討（総務課）
公共施設への輸送サービス強化の検討	公共施設への輸送サービス強化の検討 ・ 町の輸送サービス強化のあり方の検討（総務課）

(2) 自然災害に強いまちづくりの推進

防災対策の推進

- ・ 地域防災計画をふまえ、津波・高潮・河川の氾濫等の災害の未然防止対策、及び災害発生時の人的被害を最小限にするための防災伝達体制及び消防体制等の強化を図ります。また、防災マップ等により町内防災施設の周知を図るとともに、自治会等と協力し町民の防災意識の醸成を図ります。
- ・ 防災に関する周辺市町村との協力体制を確認・強化し、広域で災害に対応する体制づくりを進めます。
- ・ 既存の建物や新築、増改築の建物には、その構造等の防災対策の確認に努め、災害に強いまちづくりを進めます。

地盤沈下対策の推進

- ・ 九十九里地域地盤沈下対策協議会による地盤沈下等の状況調査をふまえ、地盤沈下対策を進めます。

南白亀川の水害対策の推進

- ・ 南白亀川改修期成同盟会、南白亀川流域委員会、県及び流域市町村の関係各課等との南白亀川水系に係る整備計画策定の協議を進め、流域市町村一体での河川水害対策を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
防災対策の推進	防災体制、防災情報伝達体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マップ等を活用した町民防災意識の醸成（総務課） ・ 常備、非常備消防事業（総務課） ・ 防災無線整備事業（総務課） ・ 防災無線維持管理事業（総務課）
	町民の防災意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の防災意識の醸成（総務課）
	災害の未然防止対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水機場維持管理事業（建設課） ・ 排水機場整備事業（建設課） ・ 排水路改修事業（建設課）
	建築物の防災対策促進のための指導強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の防災対策促進のための指導強化（建設課） ・ 建築物の耐震化計画策定の検討（建設課）
地盤沈下対策の推進	地盤沈下対策の推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地盤沈下対策の推進事業（環境課）
南白亀川の水害対策の推進	流域市町村での水害対策の協議推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域市町村での水害対策の協議推進（総務課、建設課）

(3) 安全に暮らせるまちづくりの推進

施策の方向

交通安全対策の推進

- ・ 子どもや高齢者等の交通弱者を中心とした交通安全指導、教育、交通安全パンフレットを配付するなど、交通安全意識の醸成を図ります。また、まちづくりボランティア活動等を活用して各地区の交通危険箇所の現状を把握し、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設やスピード抑制施策を講じる等の交通安全対策を進めます。
- ・ 交通災害への備えとして、町民の交通災害共済への加入促進を図ります。

防犯等安全対策の推進

- ・ 防犯に資する安全対策として、防犯灯の整備を計画的に進めるとともに、少年補導員や防犯指導員によるパトロール等を実施し、防犯対策を進めます。

消防、救急医療体制の充実

- ・ 消防署と自主防災組織の連携による消防体制を強化するとともに、消防署と広域の救急医療機関との連携強化による、救急医療体制の充実を図ります。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
交通安全対策の推進	交通安全対策の推進 ・ 交通安全教育、指導の充実（総務課） ・ 交通安全施設設置事業（建設課） ・ 交通安全維持管理事業（建設課） ・ 交通災害共済への加入促進（総務課）
防犯等安全対策の推進	防犯等安全対策の推進 ・ 防犯灯の設置及び維持管理事業（総務課）
消防、救急医療体制の充実	消防、救急医療体制の充実 ・ 消防署と連携した町内救急医療システムの強化（総務課）



第2節 知識とスポーツと文化にあふれる環境づくり

施策の大綱

学校教育の充実

学校教育は町の次代を担うひとつづくりの基本であり、昨今の情報化、国際化等の大きな社会情勢の変化に対応したカリキュラムの強化を進めます。また、国際化時代だからこそ地域に対する愛着や自覚が重要であり、白子町の地域特性を生かして、地域の歴史や、農業、観光等の地場産業知識及びスポーツの町としての体育の振興等の教育内容の強化を進めます。

教育施設については、既存施設の老朽化の度合いと施設に求められる機能等を勘案して、適切に施設の補修改良工事を進めます。また、学校施設を地域の公共施設として活用するとともに、町民の余暇利用や町が開催するイベント等地域に開かれた施設として有効に利用します。

町民のための生涯学習システムの確立

町民にとって魅力ある生涯学習を推進するためには、町民一人ひとりが生涯にわたって、「いつでも」「どこでも」「だれでも」、必要に応じて気軽に学習でき、また、学習した成果が社会に生かされる環境づくりの整備が必要です。

まちづくりの主役は町民であり、町民と行政が一体となって、「参加と協働によるまちづくり」を実現するため、町民の学習ニーズを把握し、学習意欲を高め、自発的な参加と活動ができ、また家庭・学校・地域が連携して、生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

社会教育施設については、日常的な町民相互の語りやコミュニティ活動及びまちづくり活動の場等、多様な社会活動ニーズに対応して既存施設の機能を拡充します。そのために、白子町公民館や青少年センター及び国民体育館の利便性を高めるとともに、施設利用については、町民はもとより観光客や町外居住者への開放も進めます。

生涯スポーツ・レクリエーションの振興

白子町の発展のためには、テニス、グランドゴルフ等のスポーツ・レクリエーションを中心とした年間約100万人程度の観光客のニーズを、どのように町が取り込むかが重要です。そのため、できるだけ多くの町民がスポーツに親しむために「スポーツ・レクリエーション活動」を振興し、町民と観光客とのスポーツをとおした交流の機会を確保することにより、地域振興や観光振興につなげるまちづくりを進めます。

また、スポーツ振興の目標として、平成22年に行われる「ゆめ半島千葉国体」や平成26年に行われる「南関東ブロックインターハイ」といった全国規模の大会等を誘致するにふさわしい、スポーツのまちとして町民のスポーツ振興意欲の向上を図るとともに、町民スポーツの拠点となる施設整備を進めます。

町民スポーツ振興については、町民と行政であり方を慎重に検討し、町民スポーツの活動支援体制の確立を目指し、町民の活動ニーズにあわせた多様な施設確保を進めます。さらに、スポーツに関する情報や知識を町民に普及させ、スポーツのまちの主役である町民の知識と意識の高揚に努めます。

文化の創造

白子町の文化については、町をとりまく状況が日々変化しても、先代から伝わる獅子舞、御田植祭等の伝統文化が町民文化の基本にあり、その保存継承に努めます。特に若い世代や観光客等への文化の伝承機会の場を設け、その活動を進めます。

一方、町に新たな活力を与えるために、新たな文化の醸成を推進するとともに町民の国際交流、国内他地域との交流及び町民交流の機会を確保し、広域的な文化活動を推進し、交流による新たな文化の醸成を進めます。特に、観光客（スポーツ等の合宿客、イベント参加者等）と町民との交流を進め、町民が、他の多様な文化に触れる機会を創出します。

また、町の地域性や歴史を踏まえ、伝統に根ざしつつも新しい地域文化の醸成と育成に努め、文化活動をとおして広域の中での独自性を発揮できるまちづくりを進めます。

1. 学校教育の充実

現況と課題

現在の学校教育においては、ゆとり教育の趣旨を踏まえ、基礎・基本の確実なる定着及び学力向上、児童生徒の自主性を重んじた総合的な学習の推進、国際化、情報化社会に対応できるための教育、地域特性を活かした教育の推進が求められています。

時代の流れに対応するカリキュラムの編成や外国語指導助手受入れ、少人数学習等を順次進めており、今後とも時代のニーズを見極めながら、町の歴史や文化、スポーツ、観光等地域特性を活かした教育を進めていく必要があります。

町内の学校教育施設は、小学校3校、中学校1校が整備されています。白子町の児童・生徒数は、減少傾向にあり、その傾向が続くと予想されることから、施設数は現状で充足しているものとみられ、今後は、既存施設の補修と機能強化及び学校教育以外の利用も含めた施設の有効活用が課題となると思われます。

特に学校教育施設は、地域にとっての貴重な公共施設であり、公共施設に限りがある白子町においては、まちづくりや地域振興にとっての有効活用を推進していく必要があります。

表 2-9 小中学校の学級数、児童生徒数、教員数の推移

年次	小学校総数			白子中学校		
	学級数 (クラス)	児童数 (人)	教員数 (人)	学級数 (クラス)	生徒数 (人)	教員数 (人)
昭和60年	34	1,062	51	16	575	28
平成2年	35	915	49	15	543	29
平成7年	32	912	49	14	495	26
平成12年	30	760	50	13	455	26
平成17年	27	589	50	13	363	26
平成19年	26	550	46	11	315	27

資料：学校基本調査

施策の体系

(1)教育内容、指導の充実

- 基礎・基本の定着及び学力の向上、生きる力の育成
- 地域の特色を活かした教育内容の充実
- 情報化、国際化等新たな教育ニーズへの対応
- 広域交流、地域交流をととした学校教育の推進
- 児童・生徒の相談活動の充実

(2)教育環境の整備と教育施設の有効活用

- 教育環境の整備（耐震補強等）
- 地域の公共施設としての学校教育施設の活用（学校施設開放等）

施策の方向と主な計画事業

(1) 教育内容、指導の充実

施策の方向

基礎・基本学力の定着及び学力の向上、生きる力の育成

- ・二期制の良さを活かし、ゆとりの中で基礎基本の確実な定着及び学力の向上を図るための教育課程の充実に努めます。
- ・少人数授業やチームティーチング等の学習形態の工夫や繰り返し指導、課題解決的活動等の学習過程の工夫に努めます。

地域の特徴を活かした教育内容の充実

- ・総合的な学習の時間を活用し、小中学校単位で地区や町の特徴を活かした教育内容の工夫を行います。
- ・地域特有の歴史文化、農業、テニス等のスポーツ活動等の学校教育への活用を進めます。地域と学校の一体となった教育が求められていることから、青少年育成白子町民会議と協議しながら地域で教える体制づくりを進め、その活動を支援します。

情報化、国際化等新たな教育ニーズへの対応

- ・情報化、国際化に対応した教育を推進するために、パソコン、インターネット等を導入するとともに外国語指導助手の受入れを一層推進し、英語教育の充実を図ります。

広域交流、地域交流をととした学校教育の推進

- ・健全な人格育成や学習意欲の高揚を推進するために、町外の学校等との情報交換や意見交換を進め、学校教育をととした広域交流を進めます。
- ・スポーツのまち、農業と観光のまちとしての特徴を活かした郡内等の学校との情報交換や交流を進めます。
- ・地域の特徴ある教育を推進する際には、地域住民や関係者との交流を推進し、教育内容の充実に努めます。

児童・生徒の相談活動の充実

- ・ふれあいセンターにおいて、児童・生徒の悩みや相談窓口を設けるとともに、専門家による適切な指導や相談活動を推進するための体制づくりを進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
基礎・基本の定着及び学力の向上、生きる力の育成	二期制を施行する中で、基礎・基本の確実なる定着及び学力の向上に向けての教育課程の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二期制施行の充実（教育課） ・ 少人数やチームティーチング等による学習形態の工夫（教育課） ・ 繰り返し指導、課題解決的活動の充実（教育課）
地域の特色を活かした教育内容の充実	総合的な学習、地域の特色を活かした学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域と一体となった総合的な学習の推進（教育課） ・ 地域の歴史、文化、スポーツのまちとしての教育の推進（教育課）
情報化、国際化等新たな教育ニーズへの対応	新たな教育ニーズに対応する事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校週5日制関連青少年ふれあい事業（教育課） ・ 情報化、国際化のための施策の充実（教育課） ・ その他教育支援事業の実施（教育課）
広域交流、地域交流をととした学校教育の推進	児童生徒の広域交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夢と希望を持ちたくましく生きる児童生徒の育成（教育課）
児童・生徒の相談活動の充実	スクールカウンセラー事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県スクールカウンセラーの活用（教育課） 小学校区単位での児童生徒教育・青少年指導の体制検討と施策実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年健全育成（教育課）

(2) 教育環境の整備と教育施設の有効活用

施策の方向

教育環境の整備

- ・ 学校教育施設の老朽化の状況を調査するとともに、教育内容の変化や高度化に対応した計画的な施設の補修、改良工事を進めます。また、併せて児童・生徒の安全を確保するため耐震診断の実施、耐震補強工事等の整備を図ります。
- ・ 給食施設については、施設の老朽化が進んでおり、移転・新築を検討するとともに、残飯の堆肥化等の環境に配慮したシステムづくりの活用等を進めます。
- ・ 給食用食材等は、児童・生徒の食生活を支援していくために、新鮮な地元農作物の活用を進めます。

地域の公共施設としての学校教育施設の活用

- ・ 地震等の非常災害時には、避難場所として利用される地域防災拠点としての機能強化を図ります。
- ・ 生涯学習の場として学校教育施設を活用するとともに、町民の余暇利用あるいは町で催すイベント利用等地域に開かれた施設としての活用方を検討します。学校教育施設の補修、改良の際には、上記の利用もふまえた地域に開かれた施設整備を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
教育環境の整備	学校施設の調査及び施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設の調査及び施設整備（教育課） ・ 白子中学校グラウンドの拡張（教育課） ・ 各小中学校の耐震診断及び補強工事（教育課）
	学校給食施設の改良 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食施設の移転、新築の検討（給食共同調理所）
地域の公共施設としての学校教育施設の活用	学校教育施設の活用のあり方の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育施設の活用の推進（教育課） ・ 放課後こどもプランの推進（教育課）



2. 町民のための生涯学習システムの確立

現況と課題

社会情勢の変化・進展に伴い、町民の生涯学習に対するニーズも増大し、多様化、高度化、専門化してきています。

こうした状況下、町民の学習ニーズを把握し、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」が学習できるシステムづくりを進める必要があります。

町民と行政による「参加と協働のまちづくり」を推進するためには、まちづくりについて町民が興味をもつことが第一であり、生涯学習のなかで、まちづくりに関する各種講座や情報を提供し、町民にまちづくりへの参加意欲を高めてもらう必要があります。

町民本位の生涯学習体制を整えていく際は、学習ニーズに対応した多様な生涯学習の場の確保が必要であり、青少年センターや白子町公民館の有効活用はもとより、多様な既存施設活用による学習の場を確保する必要があります。

また、近年、青少年の犯罪が低年齢化及び増加の傾向にあり、家庭・学校・地域が連携した地域ぐるみの青少年指導、健全育成活動を推進する必要があります。

なお、より高次の生涯学習体制を町民に提供するためには、町が主体的に広域の生涯学習施設や各種教室、講座との連携を進めていく必要があります。



表 2-10 生涯学習施設の状況

	施設内容	利用団体数(団体)			利用者数(人)		
		15年度	18年度	増減	15年度	18年度	増減
白子町公民館	民俗資料室	-	-	-	273	326	53
青少年センター	会議室	371	275	96	3,599	3,540	59
	視聴覚室	355	265	90	4,801	3,818	983
	和室	481	194	287	5,144	2,814	2,330
	茶室	46	34	12	366	322	44
	講堂	228	180	48	10,306	10,737	431
	合計		1,481	948	533	24,216	21,231

資料：教育委員会

表 2-11 公民館主催事業実績(平成 18 年度)

教室名	対象	開設期間	実施回数 (回)	延人員 (人)	H18-15延人員 増減
英語で遊ぼう教室	5歳～小3	5月～3月	11	143	-
書道教室	小3～6	5月～3月	36	883	55
天文教室	小4～一般	5月～3月	9	42	21
おやつ教室	小3～一般	5月～3月	11	253	87
トールペイント教室	一般	5月～3月	11	124	25
パソコン教室	一般	6月・7月	15	272	179
折り紙教室	一般	5月～3月	12	194	64
ペン習字教室	一般	5月～3月	21	333	86
パッチワーク教室	一般	5月～3月	11	112	39
藤工芸教室	一般	5月～3月	22	149	-
アロマテラピー教室	一般	5月～3月	21	122	-
フラワーデザイン教室	一般	5月～3月	21	233	-
文化祭	一般	10/29～11/4	7日間	1,400	0
成人式	成人	1/7	1	128	2
生涯学習フェスティバル	一般	3/10～3/16	7日間	1,000	0

資料：教育委員会



表 2-12 サークル活動の状況(平成 18 年度)

サークル名	内 容	活 動 日	会員数 (人)	H18-15 会員 数増減 (人)
しらこ俳句会	俳句	毎月 第1・3土曜日	17名	3
文化財を守る会	文化財研究	毎月 第3木曜日	25名	1
白子町文化散歩クラブ	文化財・史跡探訪	随時	49名	6
自然環境を守る会	自然環境研究	毎月 第3日曜日	21名	4
函尻保存会	函尻保存	随時	21名	4
白子天文サークル	天体観望	毎月 第3土曜日	15名	0
友書会	書道	毎月 第2・4土曜日	10名	0
白写会	写真	毎月末 土曜日	12名	3
陶芸サークル	陶芸	毎月 第1土曜日	5名	3
生け花サークル	生け花(小原流)	毎週 金曜日	16名	6
茶道サークル	茶道	毎月 第2・4水曜日	10名	0
洋裁クラブ	洋裁	毎月 第1・3火曜日	7名	2
菊花友の会	菊花研究	随時	9名	2
囲碁将棋愛好会	囲碁・将棋	(囲碁)毎週火・木・土 (将棋)毎週日	30名	11
俳画クラブ	俳画	毎月 第2・4木曜日	11名	2
染色サークル	染色	毎月 第2金曜日	10名	1
押し花サークル「さくら会」	押し花	毎月第1・4月曜、第2・4水曜	17名	3
白子日本画同好会	日本画	毎月 第2土曜日	15名	2
生け花みもぎ会	生け花	毎月 第1・3火曜日	11名	
園貴美会	踊り	毎週 火曜日	5名	0
寿恵緑会	踊り	毎週 月・火曜日	7名	1
貴祥会	踊り	月3回 土曜日	4名	0
民舞クラブ	踊り	毎週 土曜日	5名	1
西崎流美貴会	踊り	毎週 水曜日	2名	1
牛込千寿会	踊り	月3回 金曜日	4名	0
西崎流喜八会	踊り	毎週 水曜日	3名	1
野の花会	踊り	毎週 金曜日	4名	0
白子ダンスサークル	ダンス	毎週 水曜日	12名	1
フォークダンスサークル	フォークダンス	月3回 金曜日	23名	11
フラダンスプルメリア会	フラダンス	毎月 第2・4水曜日	11名	3
太極拳竹友会	太極拳	月3回 火曜日	28名	8
一祐会	民謡	毎月 第1・2・3木曜日	2名	7
カラオケ愛好会	カラオケ	毎週 火・木・金曜日	19名	6
コーラス「コールヴィント」	コーラス	毎週 土曜日	18名	0
歌唱サークル『ふきのとう』	童謡	毎月 第3金曜日	20名	3
太鼓衆 楽 Raku	和太鼓	毎週 金・土曜日	29名	2
お琴サークル「つむぎ」	琴(生田流)	毎月 第1・2・3木曜日	4名	0
ひまわり琴の会	大正琴	毎月 第1・3火曜日	10名	0
津軽民謡さとり会	津軽民謡	毎週 月曜日	10名	
菜の花グループ	健康体操	毎月 第2・4水曜日	20名	0
白子町歩こう会	ウォーキング	毎月 1回(不定期)	83名	0
幼児サークル『ほっぺ』	親子ふれあい学習	毎週 金曜日	35名	13

資料：教育委員会

施策の体系

(1) 町民本位による生涯学習体制の確立

地域及び広域での生涯学習体制の確立

町民の学習ニーズの把握とそれに応じた講座設定、研修交流事業の仕組みづくり

指導者、リーダーの育成・支援

生涯学習の目標づくり

(2) 町民の豊かな地域生活に資する生涯学習の推進

町民のまちづくり活動意欲を活かせる生涯学習体制づくり

町民の自主的な生涯学習活動に対する支援の充実

町の地域資源を活用した広域交流の推進による生涯学習の充実

青少年指導及び健全育成の推進

(3) 生涯学習施設の整備拡充

町民活動、コミュニティの核となる場の確保

生涯学習施設の有効活用

施策の方向と主な計画事業

(1) 町民本位による生涯学習体制の確立

施策の方向

地域及び広域での生涯学習体制の確立

- ・ 青少年センターを中心とした生涯学習体制の充実とともに、ふれあいセンターを活用したより身近な生涯学習体制づくりを進めます。
- ・ 生涯学習の講座や研修については、周辺市町村の講座や研修内容との相互交流や町民の相互受講を促進し、広域的な生涯学習体制づくりを進めます。

町民の学習ニーズの把握とそれに応じた講座設定、研修交流事業の仕組みづくり

- ・ 町民の学習意欲や興味を喚起し生涯学習ニーズをきめ細かく把握するために、定期的にアンケート調査を実施するとともに、青少年センターにおいて、生涯学習に対する相談受付等窓口を設けます。
- ・ 子どもから高齢者までの生涯学習ニーズに対応した講座の充実を進めます。そのため、教育委員会は庁内関係各課と連携を図りながら講座の新設・充実に努めます。

指導者、リーダーの育成・支援

- ・ 町民主体による生涯学習の充実のため、町民の中から生涯学習の指導者、リーダーを育成するとともに町外からの人材招致を進めます。
- ・ 知恵や経験の豊富な町民と学習機会を求める町民を取り持ち、学習の場を提供する仕組みづくりに努めます。

生涯学習の目標づくり

- ・ 生涯学習活動の意欲高揚と継続的な活動を促進するために、その活動の目標（文化祭等のイベントや青少年センター、ふれあいセンター等における学習成果の発表の場の提供）づくりを進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
地域及び広域での生涯学習体制の確立	<p>生涯学習体制の確立と事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年センター、ふれあいセンターを活用した生涯学習体制の確立（生涯学習課） ・ 広域の講座受講や研修活動の推進（生涯学習課） ・ 町内の講座への町外居住者の募集（生涯学習課）
町民の学習ニーズの把握とそれに 応じた講座設定、研修交流事業の仕 組みづくり	<p>町民の学習ニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な情報の提供・相談の受付（生涯学習課） ・ 定期的なアンケートの実施（生涯学習課） <p>町民の学習ニーズに応じた講座設定、研修・交流事業の仕組 みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関係各課と連携した生涯学習支援体制の確立 （生涯学習課、総務課） ・ 生涯学習行政における計画の審議（生涯学習課） ・ 各種学級・講座内容の充実（教育課、生涯学習課） ・ 各種交流事業（教育課） ・ 生涯学習団体への助成（生涯学習課） ・ 公民館教室推進事業（生涯学習課） ・ まちづくり出前講座の実施（生涯学習課、関係各課）
指導者、リーダーの育成・支援	<p>指導者、リーダーの育成・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者、リーダーの育成、招致活動（生涯学習課） ・ 指導者育成事業（教育課）
生涯学習の目標づくり	<p>生涯学習の目標づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化祭・生涯学習フェスティバル（生涯学習課） ・ 新たな発表の場の確保の検討（生涯学習課）



(2) 町民の豊かな地域生活に資する生涯学習の推進

施策の方向

町民のまちづくり活動意欲を活かせる生涯学習体制づくり

- ・ 町民のまちづくりに関する学習意欲を高めるために、町民の関心が高い健康・福祉や観光・地域環境等の分野における講座づくりを進めます。
- ・ 推進体制は教育委員会に限らず、庁内関係課を含め、全庁的な活動とするための推進体制づくりを進めます。
- ・ 町民相互の交流をとおした生涯学習の充実を進めます。

町民の自主的な生涯学習活動に対する支援の充実

- ・ 町民の主体的な学習意欲や意見交換の意欲を結集できる『場（施設としての場所の意味ではなくソフトな「場」の意味）』づくりのため、定期的に会議を開催します。

町の地域資源を活用した広域交流の推進による生涯学習の充実

- ・ 町民相互の交流、観光客との交流、町外各地域との交流等多様な分野、地域との交流活動を推進し、それらを生涯学習に活用する仕組みづくりを進めます。

青少年指導及び健全育成の推進

- ・ 青少年の非行を防止し、あらゆる機会・活動を通じて健全な育成を図るため、各種青少年育成団体や家庭・学校・地域との連携により、次代を担う青少年の健全育成を図る

主な計画事業

施策	主な計画・事業
町民のまちづくり活動意欲を活かせる生涯学習体制づくり	町民の生涯学習活動に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の生涯学習活動のPRと交流拡大のコーディネート（生涯学習課、総務課）
町民の自主的な生涯学習活動に対する支援の充実	町民の学習欲を喚起する講座の開催の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり出前講座の実施（生涯学習課、関係各課）
町の地域資源を活用した広域交流の推進による生涯学習の充実	広域交流の推進による生涯学習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域交流をとおした生涯学習の充実（生涯学習課）
青少年指導及び健全育成の推進	青少年育成団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年育成白子町民会議、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成会育成会連絡協議会等への支援及び協力体制の推進（生涯学習課）
	小学校区単位での家庭・学校・地域との連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区育成会活動の充実（生涯学習課）

(3) 生涯学習施設の整備拡充

施策の方向

町民活動、コミュニティの核となる場の確保

- ・ 各種の研修や地域コミュニティの場を確保するために、青少年センター等の機能強化を進めるとともに、町民の身近な生涯学習の場としてふれあいセンターを活用します。また新たな生涯学習機能の充実に向けた検討を進めます。
- ・ 既存の小中学校や保育所等も、地域の生涯学習施設としての活用を検討します。

生涯学習施設の有効活用

- ・ 白子町公民館や青少年センター等の生涯学習施設の利用利便性を高めるとともに町民はもとより周辺市町村の住民や観光客への開放も進め、施設の有効利用を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
町民活動、コミュニティの核となる場の確保	地域コミュニティ施設の機能強化・活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいセンターの地域コミュニティ施設としての活用（生涯学習課） ・ 既存の生涯学習施設の機能強化施策の実施（生涯学習課）
生涯学習施設の有効活用	小中学校等の活用推進と新たな施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校等の生涯学習施設としての活用推進（生涯学習課） ・ 新たな生涯学習施設の確保の検討（生涯学習課） 施設の有効活用方策の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習施設の有効活用方策検討（生涯学習課）



3. 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

現況と課題

白子町におけるスポーツ・レクリエーション活動の現状は、武道、軽スポーツ、テニス等の各種教室が開催されているほか、個別グループでの活動が行われています。一方白子町には年間 100 万人程度の観光客が訪れ、テニス、海水浴等のスポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。

全国規模の大会等を招致するにふさわしいスポーツのまちとしての特徴を活かして地域の活性化を目指すためには、スポーツに対する理解やスポーツ振興の気運づくりが重要であり、まずは町民のスポーツニーズをふまえ、町民のスポーツ活動を活発化させるための情報提供や支援体制づくりを進める必要があります。

スポーツ・レクリエーション活動の場としての公共施設は、国民体育館、野球場、テニスコート、サッカー場等が確保され、町民のスポーツ活動が行われています。今後スポーツ振興を進めていくためには、町民のニーズに応じた多様な活動の場の確保が必要であり、既存施設の多目的利用、民間施設の活用等も視野に入れながら、効率よくスポーツの場を確保していく必要があります。

各種全国大会が開催されており、スポーツをとおした広域連携の素地は整っていることから、広域との交流連携による地域振興するよう、スポーツをとおした各種交流の支援を行う必要があります。

表 2-13 町内スポーツ施設の概要

	利用状況				施設内容
	15 年度		18 年度		
白子町国民体育館 (武道館)	723 件	16,147 人	755 件	16,213 人	床面積 585 m ² 、高さ 7 m 床面積 141 m ²
白子町少年野球場	359 件	6,104 人	311 件	4,163 人	両翼 76m(センター90m)
町民サッカー場	224 件	7,416 人	222 件	7,290 人	105m×68m(天然芝)
白子町野球場	167 件	8,466 人	204 件	11,984 人	面積 1 ha
〃 庭球場	350 件	-	305 件	-	オールウェザー-8 面
白子町多目的広場	382 件	-	469 件	-	H15...4,000 m ² (天然芝) H18...4,000 m ² (天然芝) 9,000 m ² (天然芝)
	338 件	-	582 件	-	

資料：教育委員会、高工観光課



表 2-14 社会体育事業実績（平成 18 年度）

月	日	事業名	会場
5	19	町民ゴルフ大会（春季）	イトーピア千葉ゴルフ倶楽部
	21	町民野球大会（春季）	白子集団施設地区野球場
	21	町民ソフトボール大会	白子中学校グラウンド
	22	町民ゲートボール大会	関高齢者スポーツ広場
6	11	町民バトミントン大会	白子中学校体育館
	18	町民バスケットボール大会	白子中学校体育館、白子町国民体育館
	25	町民バレーボール大会	白潟小学校体育館
7	2	町民クレー射撃大会（夏季）	市原市京葉射撃倶楽部
	16	長生郡民体育大会（14 競技）	白子中学校体育館外
	30	町民グラウンドゴルフ大会	白子集団施設地区多目的広場
10	1	町民テニス大会	東海荘テニスコート
	8	町民バトミントン大会	白子町国民体育館
	8	町民野球大会（秋季）	白子町集団施設地区野球場
	10	町民ゲートボール大会	関高齢者スポーツ広場
		地区別ふれあい運動会	南白亀小学校、白潟小学校、関小学校
	25	町民ゴルフ大会（秋季）	房総カントリークラブ
28	千葉県民体育大会ソフトテニス競技	白子町共同コート	
11	12	町民卓球大会	労災リハビリテーション体育館
	12	「白子カップ」テニス・ソフトテニス大会	サニーインむかいテニスコート外
	19	町民バスケットボール大会	ホテルニューオーツカ、白子中学校体育館、 白子町国民体育館
	19	町民バレーボール大会	白潟小学校体育館
	23	町民軽スポーツ大会	白子町国民体育館
1	20	町民軽スポーツ大会	白子町国民体育館
2	10	町民ソフトテニス大会	ホテルニューオーツカテニスコート
	11	町民バトミントン大会	白子町国民体育館
3	10	白子町長杯争奪少年野球大会	白子町少年野球場外
	10	町民クレー射撃大会（春季）	市原市京葉射撃倶楽部
	11	町民卓球大会	労災リハビリテーション体育館
	11	町民柔道大会	白子中学校柔剣道場
	17	町民剣道大会	白子中学校柔剣道場、白子町国民体育館
	30	全国小学生ソフトテニス大会	サニーインむかいテニスコート外

資料：教育委員会

施策の体系

(1) スポーツをとおした各種交流の促進

スポーツの国際・国内大会の誘致と地域との交流の促進

町民交流の促進

スポーツをとおした広域交流の促進

(2) 町内のスポーツ振興とスポーツのまちづくりの推進

町民のスポーツニーズの把握と活動支援のあり方の検討

町内のスポーツ団体、指導者の育成・支援

町民のスポーツ活動・知識の醸成及び支援

町民スポーツをとおした健康づくり

(3) スポーツ活動の場の確保

町民の活動ニーズに応じた施設の確保

民間施設の有効活用

公共・民間スポーツ施設の地域資源としての活用

施策の方向と主な計画事業

(1) スポーツをとおした各種交流の促進

施策の方向

スポーツの国際・国内大会の誘致と地域との交流の促進

- ・平成 22 年のゆめ半島千葉国体、平成 26 年の南関東ブロックインターハイの開催にあたって、各種施設の開放、町民のスポーツボランティア活動への参加、ホームステイなど、町全体で大会を支援する体制をつくり、スポーツをとおした町民の広域交流を促進し、その活動を支援します。
- ・全国的、国際的なスポーツ大会の誘致を進め、町民の広域交流を促進します。
- ・全国大会等は、町が広域交流を行うきっかけとなるものであり、広域交流の可能性のある庁内関係課も多く、住民から各産業の事業者まで関わることから、これらを取りまとめ、全町的な活動とするための推進体制づくりを進めます。
- ・周辺市町村のスポーツ活動の場としての活用を推進し、交流を進めます。

町民交流の促進

- ・地区毎のふれあい運動会への町民参加の促進と、新たなスポーツイベントの開催等を検討し、スポーツをとおした町民交流を促進します。

スポーツをとおした広域交流の促進

- ・スポーツイベントへの町民参加の仕組みを確立し、スポーツをとおした町民と観光客・イベント参加者との交流を促進します。
- ・各種スポーツのジュニア大会への町内小中学生の参加、シニア大会への町内高齢者の参加といった幅広い町民の広域交流を促進します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
スポーツの国際・国内大会の誘致と地域との交流の促進	国際・国内大会の誘致支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際・広域スポーツ大会の誘致支援（総務課、生涯学習課） スポーツをとおした地域との交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツボランティアの育成（生涯学習課） ・ スポーツをとおした広域交流のコーディネート（総務課、生涯学習課）
町民交流の促進	スポーツをとおした町民交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツをとおした交流の促進（生涯学習課） ・ 地域スポーツ事業（生涯学習課）
スポーツをとおした広域交流の促進	観光客との交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客との交流の促進（生涯学習課）

(2) 町内のスポーツ振興とスポーツのまちづくりの推進

施策の方向

町民のスポーツニーズの把握と活動支援のあり方の検討

- ・スポーツに対する活動意欲や意識の高揚を支援するため、スポーツ振興審議会において町民のスポーツニーズの実態把握に努めます。
- ・平成 22 年のゆめ半島千葉国体や平成 26 年の南関東ブロックインターハイ、民間のスポーツ大会等を招致するのにふさわしいスポーツのまちづくりのために、行政、スポーツ振興審議会等においてスポーツ振興のあり方（ガイドライン）を検討します。

町内のスポーツ団体、指導者の育成・支援

- ・町民ニーズやスポーツ振興の方針に応じ、そのスポーツ団体、指導者の育成と指導者への活動支援を進めます。また、指導者については、町内に限らず町外からも幅広い人材確保に努めます。

町民のスポーツ活動・知識の醸成及び支援

- ・テニス等のスポーツの歴史や技術及びスポーツをとおした健康づくりの方法、応急処置の知識を町民に普及し、スポーツに関する町民の知識と意識の高揚を進めます。
- ・地区ごとのスポーツニーズに応じて、地区への指導員の派遣紹介を行います。
- ・町民のスポーツ振興や地区住民の交流の場として、地区のふれあい運動会を行います。
- ・生涯にわたる自発的な健康づくりを促進するよう、健康づくりの場の確保と実践機会の充実に努めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
町民のスポーツニーズの把握と活動支援のあり方の検討	ニーズの把握と活動支援のあり方の検討 ・ 町民のスポーツニーズの把握（生涯学習課） ・ 町のスポーツ振興のあり方の検討（生涯学習課）
町内のスポーツ団体、指導者の育成・支援	各種スポーツ団体、指導者の育成 ・ 各種スポーツ団体、指導者の育成（生涯学習課） 団体、指導者への支援実施 ・ 団体、指導者への支援実施（生涯学習課） ・ 総合型地域スポーツクラブの設立・支援（生涯学習課）
町民のスポーツ活動・知識の醸成及び支援	町民のスポーツ活動の推進 ・ 体育指導委員活動（生涯学習課） ・ スポーツ教室の充実（生涯学習課） ・ スポーツ教室・大会事業（生涯学習課） ・ スポーツ指導員の派遣（生涯学習課） ・ 地区ふれあい運動会の開催（生涯学習課） ・ スポーツをとおした健康づくり（生涯学習課、保健福祉課）

(3) スポーツ活動の場の確保

施策の方向

町民の活動ニーズに応じた施設の確保

- ・スポーツのまちにふさわしい多様な施設の確保を進めます。その中心となる体育館、運動場、野球場、サッカー場等多様なスポーツ施設の補修・改修を行うなど、その機能強化を進めます。

民間施設の有効利用

- ・イベント等の開催時には、テニスコートや体育館等、民間事業者施設を有効活用する方策を検討します。

公共・民間スポーツ施設の地域資源としての活用

- ・既存の白子町国民体育館、白子町野球場、町民サッカー場や民間のテニスコートを地域資源として活用するため、観光客へのPRを進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
町民の活動ニーズに応じた施設の確保	スポーツ施設の整備、活用 ・ 既存スポーツ施設の補修・改修、活用（生涯学習課） ・ その他新たなスポーツ施設の整備、活用（生涯学習課）
民間施設の有効利用	民間施設の有効利用の検討 ・ 民間施設の有効活用の検討（生涯学習課）
公共・民間スポーツ施設の地域資源としての活用	公共・民間スポーツ施設のPR



4. 文化の創造

現況と課題

町民の芸術・文化活動は、心豊かな地域社会を創造し、潤いある豊かな生活を営む上で欠かせないものです。現在、青少年センターを拠点とした音楽鑑賞や芸術公演、映画会などの開催により、町民が芸術・文化に接する機会が多くなり、その活動参加が積極的になってきており、また、町内の各種団体・サークルについても、自発的な活動が高まっています。町民の芸術・文化活動に対して、活動及び学習の機会、または文化祭等による発表等の場の提供を行うなど、その積極的支援が必要です。

一方、本町に点在する文化財は、長い歴史の中で生まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産です。獅子舞、祭ばやし、御田植祭等の伝統文化を、継承団体はもとより、町民共通の財産として継承していかなければなりません。また、文化財継承の拠点として、歴史民俗資料室の機能強化を図り、多くの町民が伝統文化に触れる機会を創出していく必要があります。

表 2-15 青少年センターでの文化活動の状況（平成 18 年度）

開催日	内 容	人 数
H18.4.9	文化公演会『イダセイコライブ2006』	青少年・一般 247 人
5.6	生涯学習講座合同入講式	青少年・一般 189 人
6.18	文化公演会『かいけつ ゴロリ着ぐるみショー』	青少年・一般 644 人
8.6	夏休み映画鑑賞会『星になった少年』	青少年・一般 251 人
9.9	幼児と高齢者の交通安全まつり	青少年・一般 300 人
9.15	敬老祝賀会	一般 250 人
10.23	文化公演会『県民芸術劇場公演 室内楽』	青少年 327 人
10.29	文化公演会『白子名作映画会 伊豆の踊り子、五瓣の椿』	一般 403 人
11.3	文化祭（式典、音楽発表会、芸能発表会）	青少年・一般 400 人
11.15	7才児の合同祝賀会	青少年・一般 180 人
H19.1.7	成人式	一般 156 人
1.28	文化公演会『新春！しらこ落語会』	一般 423 人
3.11	生涯学習フェスティバル（教室生等の活動成果の発表）	青少年・一般 400 人
3.25	春休み 映画鑑賞会『カーズ』	青少年・一般 205 人

資料：教育委員会

表 2-16 伝統文化継承活動の状況（平成 18 年度）

名称	内容	実施	会員数
牛込獅子舞保存会	後継者育成、獅子舞奉納時	随時	58 名
鷲獅子舞保存会	後継者育成、獅子舞奉納時	毎週第 2・4 土曜日	20 名
南日当獅子舞保存会	後継者育成、獅子舞奉納時	毎週第 2・4 土曜日	44 名
福島獅子舞保存会	後継者育成、獅子舞奉納時	随時	18 名
函尻保存会	函尻の伝承、凧揚げ大会等	随時	
白子神社御田植祭	白子神社の春祭の主要儀式	3 月第 1 土曜日	

資料：教育委員会

图 2-3 文化財・史跡位置图



表 2-17 白子町文化財・史跡一覧表

平成 19.4 現在

番号	名 称	所在地・指定地・伝承地	指 定 別	指定年月日
1	関の羅漢楨	関 1822-1	記 天・県指定	昭 10.12.24
2	福島 <small>の</small> 獅子舞	福島字北向 184	民 無・町指定	昭 44.4.6
3	南日当 <small>の</small> 獅子舞	南日当字榎戸 912	"	昭 44.4.6
4	牛込 <small>の</small> 獅子舞	牛込字北妻 1808	"	昭 49.3.18
5	白子神社本殿	関 5365	有 建・町指定	昭 53.10.1
6	本従寺梵鐘	北高根 1077	有 工・町指定	昭 53.10.1
7	馬頭観世音	北高根 1108-2	"	昭 53.10.1
8	精霊供養塔	牛込字古屋敷 449	記 史・町指定	昭 53.10.1
9	津波代様	古所 2954	"	昭 53.10.1
10	無縁塚津波精霊様	幸治 1645	"	昭 53.10.1
11	子 <small>り</small> 津波 <small>の</small> 碑	剃金字塩浜 2730	"	昭 53.10.1
12	俳聖 200 年忌念碑	関字中島 808 玄德寺内	"	昭 53.10.1
13	前田普羅 <small>の</small> 墓及び句碑	関字中島 808 玄德寺内	"	昭 53.10.1
14	尚徳校 <small>の</small> 碑	関字山中 3888 本法寺内	"	昭 53.10.1
15	白子神社御田植祭	関 5365	民 無・町指定	昭 55.3.1
16	浜宿新田遺跡	浜宿新田字上沼 巖島神社内	記 史・町指定	昭 55.3.1
17	酒井市郎左衛門墓碑	北高根 1077 本従寺内	"	昭 55.3.1
18	扇垂木	中里 857 中里八坂神社内	有 建・町指定	昭 55.3.1
19	真忠組潰滅 <small>の</small> 地	剃金中の台	記 史・町指定	昭 55.3.1
20	青海苔創業 50 年記念碑	古所 3289	"	昭 55.3.1
21	驚 <small>の</small> 獅子舞	驚字大村 153	民 無・町指定	昭 55.3.1
22	椎 <small>の</small> 古株	関字観音堂 5090	記 天・町指定	昭 55.3.1
23	卍灯籠	牛込字北妻 1808 子ノ上神社内	有 工・町指定	昭 55.3.1
24	野崎素行先生 <small>の</small> 墓	関字上の原 1284	記 史・町指定	昭 57.12.1
25	裁許状	北日当 27 北日当青年館内	有 歴・町指定	昭 57.12.1
26	矢大神	関 5365 白子神社内	有 工・町指定	昭 57.12.1
27	裁許状（塩浜論争）	五井 241	有 歴・町指定	昭 63.3.1
28	池上 <small>の</small> 伯一代記	関 4133	"	昭 63.3.1
29	鎌田 <small>の</small> 御塚山	牛込字要害 4021	記 史・町指定	昭 63.3.1
30	幸治祭 <small>ばやし</small>	幸治字大村 3620 子ノ上神社	民 無・町指定	昭 63.3.1
31	九十九里地引網発祥 <small>の</small> 地記念碑	剃金字塩浜 2730-1	記 史・町指定	平 4.4.1
32	円成寺 <small>の</small> 大楨	五井 260 円成寺境内	記 天・町指定	平 8.4.1
33	家敷 <small>の</small> 稲荷 <small>の</small> 大楨	関 4488	"	平 8.4.1
34	新御堂 <small>の</small> 稲荷 <small>の</small> 大たぶ	関字新御堂 稲荷神社境内	"	平 8.4.1
35	本法寺山門	関 3888 本法寺内	有 建・町指定	平 13.3.1
36	白子神社 <small>の</small> 樹木群	関 5365 白子神社境内	記 天・町指定	平 13.3.1
37	四天王立像	関字中島 808 玄德寺内	有 彫・町指定	平 13.3.1
38	鬼子母神倚像	関字中島 808 玄德寺内	有 彫・町指定	平 13.3.1
39	十羅刹女立像	関字中島 808 玄德寺内	有 彫・町指定	平 13.3.1
40	くす <small>の</small> き	北日当 387	記 天・町指定	平 15.12.1
41	袖搦・鳶口・素槍 <small>の</small> 短槍	古所 2930		未指定
42	宝篋印塔	関字山中 3888 本法寺内		未指定
43	力石	北日当新久 319 水神社境内		未指定
44	絵馬	福島字宿 1003 八坂神社蔵		未指定
45	片岡修徳翁頌徳碑	古所 1848		未指定
46	大幟一旒	古所田端前 八幡神社		未指定
47	け <small>や</small> き	五井 241		未指定
48	四大楨	牛込字北妻 1808 子ノ上神社		未指定
49	大多和俊行家所藏文書	関 3881		未指定
50	澄性山玄德寺 <small>の</small> 縁起と文化財	関字中島 808 玄德寺内		未指定

資料：教育委員会

施策の体系

(1) 伝統文化の継承

地域ぐるみで伝統文化の保存継承活動の充実
 伝統文化継承の場の確保
 文化財の調査保護

(2) 町民文化の創造

多様な交流による新たな文化の創造
 地域や自然をみつめる文化の創造
 芸術文化活動の推進
 文化人、知識人等の講演会の実施

施策の方向と主な計画事業

(1) 伝統文化の継承

施策の方向

地域ぐるみで伝統文化の保存継承活動の充実

- ・ 獅子舞、御田植祭等の白子町の伝統文化の保存継承を図ります。
- ・ 伝統文化の保存継承にあたっては、白子町の多くの町民(特に子どもや若い世代)の手でその活動が進められるように、獅子舞保存会等既存団体に加え、地域での保存継承活動を推進し、活動を支援します。

伝統文化継承の場の確保

- ・ 町民の伝統文化に接する機会の拡充を図るために、歴史民俗資料室の機能強化を進めるとともに、学校やふれあいセンター等町内の主要な公共施設における情報案内や広報活動を進めます。

文化財の調査保護

- ・ 町指定の文化財は、所有者又は伝承者に維持管理の協力を要請します。また、文化財の調査・指定は、既存ボランティア団体等との協働作業を推進するとともに、文化財保護に関する人材育成に努めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
地域ぐるみで伝統文化の保存継承活動の充実	伝統文化の保存継承活動の推進・支援 ・ 保存会等への助成(生涯学習課) ・ 多くの町民による保存継承活動の推進(生涯学習課)
伝統文化継承の場の確保	伝統文化継承の施設の活用推進及び整備の検討 ・ 小中学校、ふれあいセンターの活用(生涯学習課) ・ 歴史民俗資料室の機能強化 展示文化財保存(生涯学習課) ・ 資料館整備に向けた検討(生涯学習課)
文化財の調査保護	文化財保護保存事業の推進 ・ 文化財保護保存事業の推進(生涯学習課)

(2) 町民文化の創造

施策の方向

多様な交流による新たな文化の創造

- ・ 町民の国際交流、国内他地域との交流、観光客との交流及び町民相互の交流の機会を確保し、多様な文化活動の支援によって、白子町固有の新たな文化の醸成を促進します。
- ・ 特に、九十九里の自然資源の保護活動をととした広域的な交流、南白亀川イカダのぼり大会やたまねぎ祭りの広域的な展開を促進します。

地域や自然をみつめる文化の創造

- ・ 町独自の文化創造のシンボルとなるような、地域固有の自然資源である南白亀川や九十九里浜を地域全体で守る活動を支援します。

芸術文化活動の推進

- ・ 町民が文化に接する機会を確保するために、音楽鑑賞・文化公演会（コンサート等）・芸術公演・映画会などの開催を推進・支援します。また文化協会加入団体の活動を支援します。

文化人、知識人等の公演会の実施

- ・ 新たな町民文化創造の多様な機会を確保するために、文化公演会（コンサート等）の開催を推進・支援します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
多様な交流による新たな文化の創造	多様な交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での交流をととした新たな文化の創造（生涯学習課） ・ 各種交流の推進（生涯学習課） ・ コミュニティ推進事業（総務課） ・ 広域交流コーディネイト活動（総務課）
地域や自然をみつめた文化の創造	地域固有の資源に根ざした文化創造の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に根ざした文化の創造支援（生涯学習課） ・ 新たな町民文化の醸成支援（生涯学習課）
芸術文化活動の推進	各種鑑賞会の開催の推進・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 映画・文化公演会（コンサート）等各種鑑賞会の開催（生涯学習課）
文化人、知識人等の公演会の実施	公演会等の開催の推進・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化公演会開催事業の実施（生涯学習課）

第2章 発見と活用のまちづくり

第1節 いきいき働く産業づくり

施策の大綱

農林業・水産業の振興

消費者に選ばれる安全・安心な農産物産地の確立に向け、安全・安心な農産物生産、農産物産地強化、地元農産物のブランド化のための取り組みを支援します。

経営感覚に優れ、元気で独自性のある経営体の育成に向け、中核となる農業経営体の育成を進めるとともに、元気で多様な営農体制づくりを支援します。また、元気な経営体を支える安定的な生産基盤の確保が必要である観点から、効率的で生産性の高い生産基盤の整備を進めるとともに優良農地の保全や確保に努めます。

多様な人材の参加による、農村環境の良好な保全、観光農業による地域づくり、環境資源・景観資源としての農地活用、魅力ある地域づくりを進めます。

水産業については、内水面及び海面漁業振興のため、淡水魚や貝類の種苗放流、水産業の経営安定のための組合組織の強化、後継者の育成等を進めます。

商業・工業の振興

購買活動の町外流出を抑え、町内の商業振興を図るために、町民を中心とした消費者の購買指向を把握し、各商店の経営改善と魅力ある商店街づくりを進めます。また、町の道路体系や計画的土地利用方針にあわせ、町の核となる商業機能形成を進めます。

一方、観光客のみやげ品等の購買ニーズやレストラン等飲食ニーズに対応するため、商業振興のあり方を検討し、特産品やみやげ品の開発を進めます。

商工業振興の基本は商工業者の自助努力が基本であり、白子町商工会や町内商工業者の活動の活性化を促すとともに、それに応じた支援を進めます。また、町の産業振興策として、新たな地元産業の育成や民間企業等の誘導の検討を進めます。

観光の振興

町をとりまく観光地及び観光産業の競争が激しく、町内個々の観光事業者の事業展開にも限界があることから、町民と行政により白子町としての総合的な振興の方針検討と体制（窓口、PR、参加の仕組み等）を進めます。

観光の季節集中を改善するために、町の自然資源や各種の町内資源を見つめ直すことによって、観光の通年化を支える新たな観光資源を発掘します。その際には、町民と行政により観光資源の育成方向を検討し、振興及び協力体制づくりを進めます。

観光資源としてのテニス等のスポーツや、南白亀川や九十九里浜等の自然資源を活用した総合的な環境（施設）を整えるために、既存の公的観光施設、民間観光施設の体系的な整備や活用の方策を検討するとともに、白子町観光の核となる施設の整備を進めます。

町内の主要な道路では、豊かな風景や景観形成に資する道路づくりを進めるとともに、統一的な観光案内施設やサイン（案内表示）を設置します。

一方、町内で行われている各種観光イベントを推進し、年間を通じた体系的・統一的なイベントの開催を進めます。

1. 農林業・水産業の振興

現況と課題

白子町の農業は、農家戸数 588 戸（平成 17 年）で営まれており、農家戸数は減少傾向にあります。その減少の多くは二種兼業農家であり、農業産出額が横ばい傾向を維持していることもふまえれば、一定の農業生産活動は維持されている状況とみられています。

このような流れのなかで、後継者不足に伴った耕作放棄地が増加傾向にあります。町内には農地の借受けを希望する意欲のある農業者も多くみられ、農地の利用調整と効率的な営農体制づくりのためには、まずは農地の貸付、借受けニーズの状況を把握し、取りまとめていく仕組みづくりの必要があります。

一方、担い手の高齢化が進んでいるものの、農地の借受けを希望しなくても、営農に意欲のある農業者も多く、今後の町の農業振興のためには、農業者の個々の営農体制や耕作農地の状況等に応じて、多様な営農活動が可能となるような柔軟な営農体制づくりを進めていく必要があります。

町の農業基盤整備の状況は、かんがい排水事業や湛水防除事業等が順次進められています。今後も農地の生産性向上のために各種基盤整備事業や集落の生活環境改善のための農村環境整備事業を推進していきますが、農業者の意欲や営農体制及び各地域事情等をふまえ、より効率的に進めていく必要があります。

農地を有効に活用していくためには、農業生産だけでなく、観光資源、環境資源としての活用も必要で、たまねぎ祭り等での農作物の観光客への販売、貸し農園としての活用、チューリップ祭り等のイベントへの活用が実施されており、今後は、より多目的かつ全町的に実施し、農地の有効利用を進めていく必要があります。

水産業については、海面漁業と内水面漁業及び関連漁業としての水産加工業から成り立っています。それぞれ漁獲量の不安定、従業者、後継者不足、周辺環境条件の悪化等の問題を抱えており、経営安定のための各種施策の実施の必要があります。

表 2-18 専・兼業別農家数の推移

年次	農家戸数（戸）								農家人口（人）
			専業		一種兼業		二種兼業		
	実数	指数	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
昭和 50 年	1,269	1.00	129	10.2	442	34.8	698	55.0	6,389
昭和 55 年	1,157	0.91	125	10.8	350	30.3	682	58.9	5,759
昭和 60 年	1,072	0.84	150	14.0	171	16.0	751	70.0	5,341
平成 2 年	993	0.78	137	13.8	118	11.9	678	68.3	4,639
平成 7 年	856	0.67	126	14.7	98	11.4	632	73.9	4,112
平成 12 年	662	0.52	106	16.0	119	18.0	437	66.0	3,579
平成 17 年	588	0.46	107	18.2	103	17.5	378	64.3	3,081

資料：千葉県農業基本調査及び農業センサス

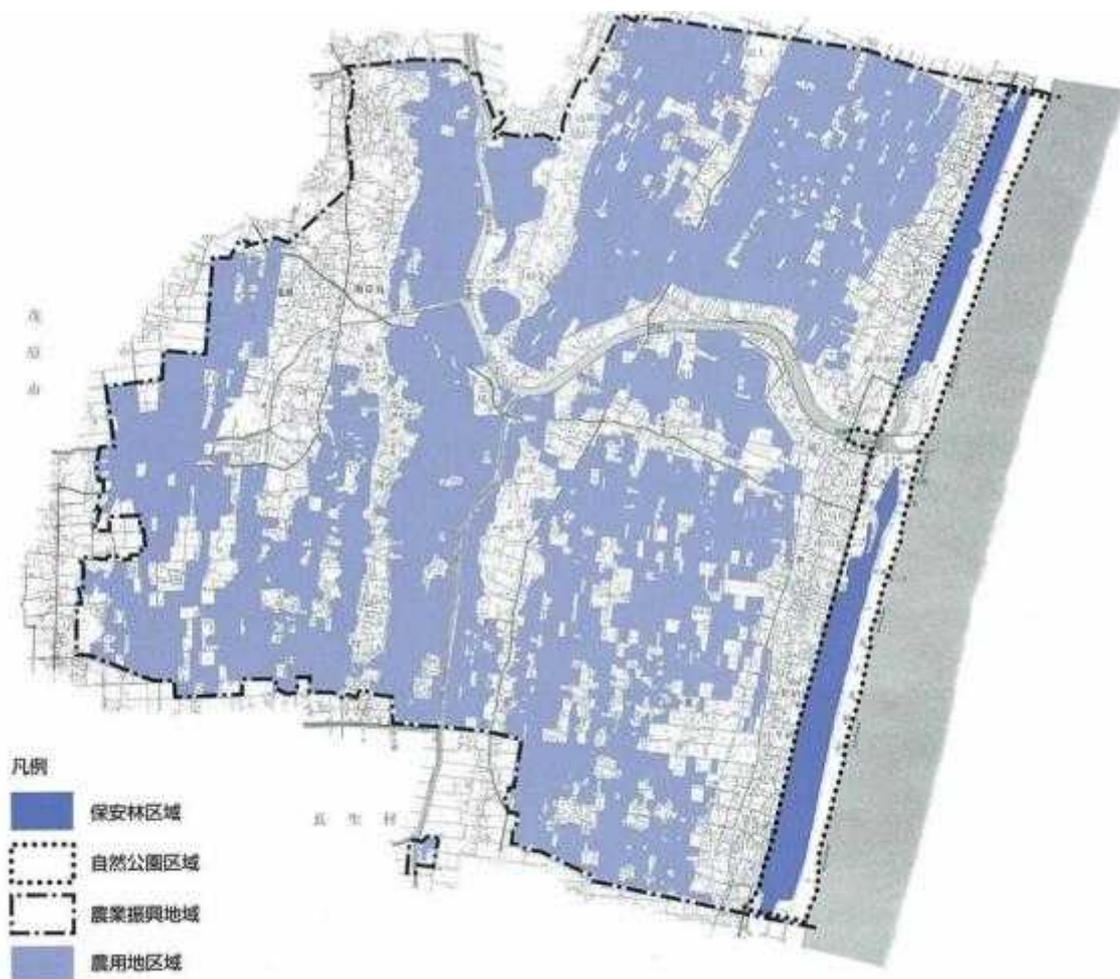
表 2-19 農業産出額の推移

(単位：100 万円)

年次	総額	耕種計										畜産	養蚕
		米	麦	雑穀豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸作物	その他			
昭和 50 年	2,427	2,022	1,034	5	68	21	799	1	9	70	15	404	1
昭和 60 年	3,774	3,294	1,319	11	120	22	1,691	2	82	39	8	480	-
平成 2 年	3,762	3,382	1,192	3	125	20	1,914	1	21	96	10	380	-
平成 7 年	4,152	3,932	1,215	2	87	18	2,211	1	305	87	6	220	-
平成 11 年	3,780	3,590	1,100	0	100	20	1,980	0	310	70	0	200	-
平成 12 年	3,490	3,290	1,060	0	80	20	1,780	0	280	70	10	210	-
平成 13 年	3,450	3,280	980	0	70	20	1,890	0	250	70	10	180	-
平成 14 年	3,470	3,330	950	0	60	20	1,990	0	230	70	10	140	-
平成 15 年	3,860	3,730	1,270	0	80	20	1,980	0	310	70	10	130	-
平成 16 年	3,450	3,340	900	0	80	20	1,970	0	300	70	0	110	-

資料：千葉県農林水産統計年報

図 2-4 農業振興地域農用地区域図



施策の体系

- (1)消費者に選ばれる安全・安心な農産物産地の確立
 - 安全・安心な農産物生産に向けた取組みへの支援
 - 農産物産地強化のための支援
 - 地元農産物のブランド化の推進
- (2)経営感覚に優れ、元気で独自性のある経営体の育成
 - 中核となる農業経営体の育成、支援
 - 元気で多様な営農体制づくり
- (3)元気な経営体を支える安定的な生産基盤の確保
 - 効率的で生産性の高い生産基盤の整備
 - 優良農地の保全、確保
- (4)多様な人材の参加による地域づくり
 - 農村環境の良好な保全
 - 観光農業による地域づくり
 - 環境資源、景観資源としての農地活用
 - 魅力ある地域づくり
- (5)水産業の振興
 - 種苗放流等による漁業振興
 - 水産業の経営安定と生活環境の整備

施策の方向と主な計画事業

(1) 消費者に選ばれる安全・安心な農産物産地の確立

施策の方向

安全・安心な農産物生産に向けた取組みへの支援

- ・安全・安心な農産物生産を保つため、栽培履歴の記帳や、農薬使用基準の遵守などの取組みを支援します。
- ・もっと安全・安心な農産物産地を目指し、引き続きエコ農業を進めます。

エコ農業：化学肥料や農薬の使用量を通常より削減して作物を栽培し、環境への負荷を減らした持続的な農業

農産物産地強化のための支援

- ・足腰の強い白子農業の確立を目指し、各種生産団体の交流・連携を図るとともに、その農業振興活動を支援します。
- ・省エネ化・新エネルギーの利用を進めます。

地元農産物のブランド化の推進

- ・農業と観光の連携による「たまねぎ祭り」により白子玉葱の知名度が上がってきており、白子玉葱を求める消費者が増えています。また、一部の農家では「たまねぎ狩り」に発展しています。今後も、地元農産物を活用した取組みを推進、支援します。
- ・産地間競争に勝ち抜くためには知名度が必要であり、地元農産物のPR活動を進めるとともに関係機関等が行うPR活動についても支援します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
安全・安心な農産物生産に向けた取組みへの支援	安全・安心を保つための取組み ・ 栽培履歴、農薬使用基準の遵守などの取組みへの支援 (産業課)
農産物産地強化のための支援	もっと安全・安心を推進するための取組み ・ エコ農業の推進(産業課)
地元農産物のブランド化の推進	各生産出荷団体の農業振興活動への支援 ・ 農業振興指導事業(産業課) ・ 省エネ化・新エネルギー利用の推進(産業課)
	地元農産物の知名度向上活動 ・ 地元農産物を活用した取組みの推進及び支援(産業課) ・ 地元農産物のPR活動の推進及び支援(産業課)



(2)経営感覚に優れ、元気で独自性のある経営体の育成

施策の方向

中核となる農業経営体の育成、支援

- ・効率がかつ安定的な経営体の育成を目指し、営農改善意欲のある農業者の経営改善計画を認定する認定農業者制度の活用や農業資金の利子補給等により支援します。
- ・農業経営の強化と効率化のため、家族経営協定の締結や法人化を進めます。

元気で多様な営農体制づくり

- ・農産物の競争力向上を目指し、生産コストの低減や、安全で良質な農産物の安定供給ができる生産・流通・加工の施設整備や病虫害防除、農業用廃プラスチック処理など営農支援を進めます。
- ・元気な農業を目指すには、地域全体の活力を高めることが必要であり、農業後継者はもちろんのこと、非農家や他産業からの新規就農者を増加させていくことも重要であり、県と連携し、就農希望者に対する相談や研修、農地あっせんなどを促進します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
中核となる農業経営体の育成、支援	効率的かつ安定的な経営体の育成、支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者制度の活用推進（産業課、農業委員会） ・ 農業資金利子補給事業（産業課、農業委員会） ・ 家族経営協定の締結や法人化の推進（産業課、農業委員会）
元気で多様な営農体制づくり	生産・流通・加工施設の整備及び営農支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 園芸振興対策事業（産業課） ・ 農産振興対策事業（産業課） ・ 水田農業構造改革対策事業（産業課） ・ 病虫害防除事業（産業課） ・ 畜産振興事業（産業課） 新規就農の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者の支援施策の実施（農業委員会、産業課）

(3)元気な経営体を支える安定的な生産基盤の確保

施策の方向

効率的で生産性の高い生産基盤の整備

- ・ 効率的で生産性の高い営農体制を実現するための農業基盤の整備を図るとともに既存施設の適正な維持管理を関係機関と協力し実施します。

優良農地の保全、確保

- ・ 農業振興地域整備計画及び農地法に基づき、優良農地の保全に努めます。
- ・ 農業振興地域内の要活用農地を中心に遊休化の防止や解消を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
効率的で生産性の高い生産基盤の整備	各種整備事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営湛水防除事業（産業課） ・ 経営体育成基盤整備事業（産業課） ・ 県営かんがい排水事業【内谷川、新川河川改修の促進含む】（産業課） ・ 土地改良施設維持管理適正化事業（産業課） ・ 農業用水路・排水路整備【土地改良維持管理事業】（産業課）
優良農地の保全、確保	優良農地の保全のための事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域整備計画の適正な管理（産業課） ・ 農地法の適正な管理（農業委員会） ・ 遊休農地解消の推進（農業委員会）



(4)多様な人材の参加による地域づくり

施策の方向

農村環境の良好な保全

- ・みどり豊かな農村環境の保全及び向上に努めます。
- ・農業者を中心に地域住民をはじめとする多様な主体が参画し、地域の農業資源の保管理や農村環境向上活動に取り組む農地・水・環境保全向上対策事業を進めます。

観光農業による地域づくり

- ・多様な営農体系の確立と元気な地域づくりを目指し、観光産業との協力を視野に入れた観光農業導入の可能性を検証するため、観光農園、農業体験の受け入れや農産物直売活動について、検討を進めます。

環境資源、景観資源としての農地活用

- ・チューリップ広場づくり事業や遊休農地等を活用した景観形成作物の栽培により花の咲くまちづくりを進めます。

魅力ある地域づくり

- ・農業後継者、女性農業者の行う地域活動や小中学生、保育園児の農業体験を支援し、農家以外の方が農業に接することのできる貸し農園の利用を促進して、多様な人材の参加による農業を通じた魅力ある地域づくりを進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
農村環境の良好な保全	環境保全のための事業実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 松くい虫防除事業（産業課） ・ 緑化及びその他の林業事業（産業課） ・ 農地・水・環境保全向上対策事業（産業課）
観光農業による地域づくり	観光農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光農園、農業体験受け入れの検討（産業課） ・ 農産物直売活動の推進（産業課）
環境資源、景観資源としての農地活用	花の咲くまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ チューリップ広場づくり事業の推進（産業課） ・ 景観形成作物の栽培の推進（産業課、農業委員会）
魅力ある地域づくり	魅力ある地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業後継者グループへの地域活動支援（産業課） ・ 女性農業者グループへの地域活動支援（産業課） ・ 小中学生、保育園児の農業体験支援（産業課、関係各課） ・ 貸し農園の利用促進（農業委員会）

(5)水産業の振興

施策の方向

種苗放流等による漁業振興

- ・長生漁協、南白亀川漁協と連携して魚介類の種苗放流を実施し、漁業資源の保全に努め、漁業振興を図ります。

水産業の経営安定と生活環境の整備

- ・水産業の経営安定のため、組合組織の強化、後継者の育成を進めます。また地域の生活環境整備のため、水産加工排水施設の適正な管理を支援します。

主な計画事業

種苗放流等による漁業振興	種苗放流事業の支援 ・ 種苗放流事業の支援（産業課）
水産業の経営安定と生活環境の保全	水産業の経営安定施策の実施 ・ 水産業振興対策事業（産業課） ・ 水産業後継者育成活動推進事業（産業課）
	生活環境の保全 ・ 水産加工処理施設維持管理の支援（産業課）

2. 商業・工業の振興

現況と課題

白子町の商業は、平成 16 年で商店数 109 店、従業者数 498 人、年間販売額 79.92 億円で、販売額、商店数とも減少傾向にあります。一方白子町民の購買活動の状況は、茂原市をはじめとした周辺市町村での購買が中心で、町では食料品、日用品等の日々の買物が主となっています。

町の商業振興のためには、購買活動の町外流出を出来るだけ抑えることが第一で、商店街の環境整備や魅力ある商業地づくりの必要があります。

町内商工業事業者に対する各種支援については、事業者の状況に応じた各種支援を検討していく必要があります。

白子町には、年間約 100 万人以上の観光客が来訪しており、商業にとっては、観光客も貴重なマーケットとなっています。観光客の地域整備に対する意向をみると、町内にみやげ品の販売施設や飲食店等を求める意向が多く、これらのニーズを活かした商業機能強化も町の商業振興には必要とみられています。

表 2-20 工業の推移（4人以上の事業所）

年次	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
昭和 60 年	47	1,161	1,568,625
平成 2 年	43	935	1,399,809
平成 7 年	46	939	1,543,873
平成 12 年	47	949	1,710,972
平成 17 年	36	926	1,826,805

資料：工業統計調査

表 2-21 商業（卸売業、小売業）の推移

年次	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
昭和 54 年	184	528	4,398
昭和 57 年	186	487	6,240
昭和 60 年	155	447	6,991
昭和 63 年	152	475	7,273
平成 3 年	133	489	8,580
平成 6 年	126	457	8,194
平成 9 年	117	437	9,970
平成 11 年	112	518	7,517
平成 14 年	113	546	9,198
平成 16 年	109	498	7,992

資料：商業統計

施策の体系

(1) 商業・工業の振興

商店街の環境整備

町内商工業への支援施策の充実

購買ニーズの変化に対応した商業振興

起業の育成

施策の方向と主な計画事業

(1) 商業・工業の振興

施策の方向

商店街の環境整備

- ・ 商工会と協力し魅力ある商業振興のために、消費者の指向を把握し各商店の経営改善を図るとともに、商店街環境施設の整備を進め、魅力ある商店街づくりを進めます。

町内商工業への支援施策の充実

- ・ 各商店の経営改善のための経営指導と資金的支援、街灯などの環境整備を継続するとともに、ポイントカード等によるサービス向上や、空き店舗や空閑地にチャレンジショップを設置し、特産品の販売や地域情報を発信し、地域の特色を活かした魅力ある地域づくりを進めます。
- ・ 既存の地域資源をみつめなおし、新たな地元産業育成の検討を進めます。

購買ニーズの変化に対応した商業振興

- ・ 町にふさわしい商工業と観光が連携したまちづくりの拠点として、中里地区周辺や白子 IC(九十九里有料道路白子インターチェンジ)に休憩所を備えた物産センター、イベント拠点等の機能形成を図ります。
- ・ 町民や観光客の購買ニーズや飲食ニーズの変化に対応するために、新たな商業地づくりの方向性の検討を進めます。
- ・ 白子町ヨウ素活用地域活性化協議会と協力し、九十九里地域で産出されるヨウ素等を活用し、新たな地域の特産品を開発します。

起業の育成

- ・ 町内での起業を促進するために、意欲のある起業家に対する経営指導やマーケティング指導及び金銭的支援等の支援施策の充実に努めます。
- ・ 国内及び海外の民間企業等の誘導方策の検討を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
商店街の環境整備	魅力ある商店街づくりのための施策実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 街路灯維持管理事業（商工観光課） ・ 商店街施設建設事業（商工観光課）
町内商工業への支援施策の充実	商工業支援施策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業振興事業（商工観光課） ・ 中小企業設備改善資金利子補給事業（商工観光課） ・ 町内企業育成事業（商工観光課）
購買ニーズの変化に対応した商業振興	白子 IC 周辺や集団施設周辺への商業機能等の整備検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「物産センター建設」検討（商工観光課、総務課） ・ 白子 IC や集団施設周辺への商業機能等の整備検討(空閑地活用等柔軟な対策実施)(商工観光課、総務課) ・ 特産品開発事業（商工観光課）
起業の育成	企業誘致の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業誘致の促進（総務課） ・ 起業家に対する経営指導や金銭的支援の充実(商工観光課)

3. 観光の振興

現況と課題

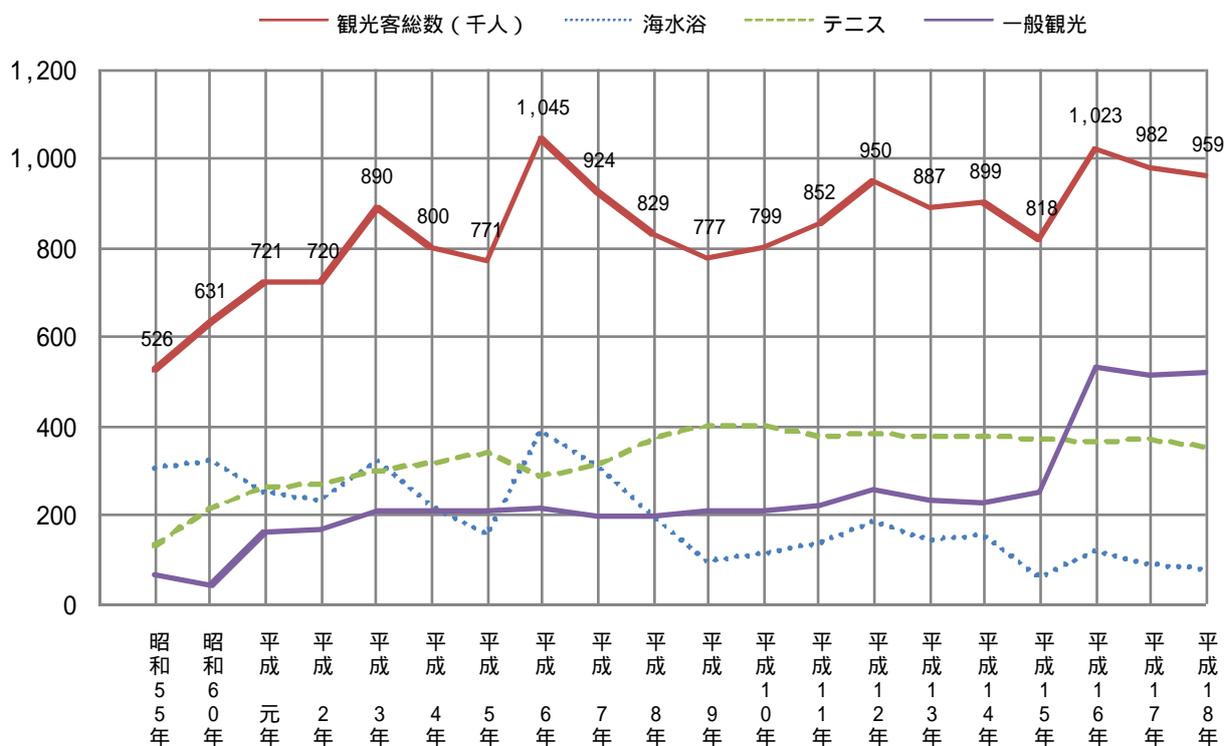
町を訪れる観光客数は、平成 18 年に年間 959,000 人で、概ね横ばい傾向で推移しています。客種別では、昭和 55 年は海水浴客が中心でしたが、近年は海水浴客が減少し、テニス客、一般観光客中心となっています。なかでもテニス客は比較的安定した入込み客数となっています。

観光事業は、アクア健康センター、白子荘を公共で設置して民間が運営し、他は個別事業者の自助努力で行われていますが、他観光地との競争が激しくなる中、各施設や事業者の個々の事業展開による観光客誘致が限界に達しているものとみられ、今後の観光振興にあたっては、町としての総合的な観光窓口や観光振興の推進体制づくりの必要があります。

町の観光は、海水浴とテニス等のスポーツ観光が中心で、テニス大会等の開催により、1、2月、5、6月を除き比較的年間を通して観光入込みがみられていますが、観光振興の一貫としての新たな資源の確保にあたっては、その通年化をより一層促進する資源の確保が必要です。

また、南白亀川イカダのぼり大会や白子カップ等のスポーツイベント、たまねぎ祭り等の産業イベントが行われており、各種イベントの体系化や新たなイベント、ソフト施策の展開も必要とみられます。

図 2-5 目的別観光入込み客数の推移



資料：観光入込調査概要

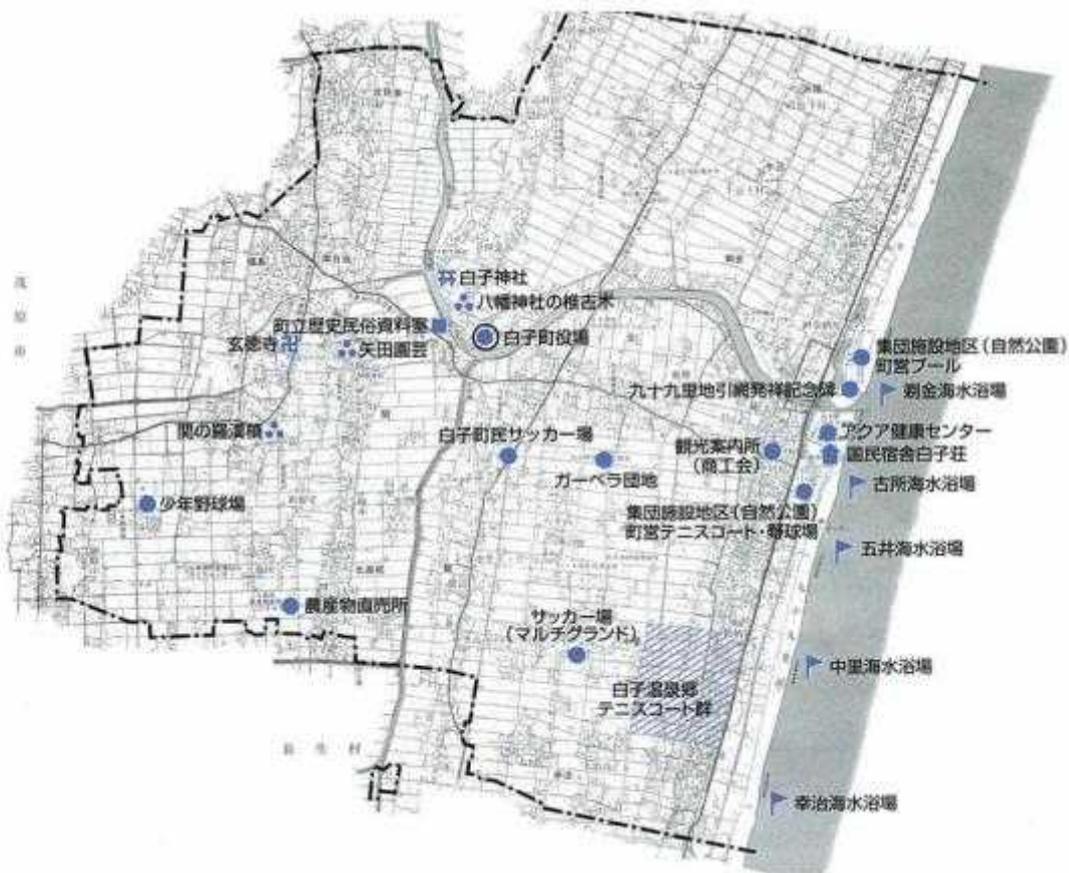
表 2-22 白子町への観光客数の推移

(各年 12 月末現在)

年次	観光客数 (千人)		観光消費額 (百万円)	目的別観光客数 (千人)			
		宿泊者		海水浴	テニス	一般観光	その他
昭和 55 年	526	292	1,502	312	132	70	12
昭和 60 年	631	366	3,216	330	218	48	35
平成 元年	721	378	3,695	255	261	166	39
平成 2 年	720	379	4,056	236	270	174	40
平成 3 年	890	465	5,479	327	302	214	47
平成 4 年	800	495	5,234	226	315	216	43
平成 5 年	771	473	5,118	163	339	215	54
平成 6 年	1,045	580	6,585	394	288	222	141
平成 7 年	924	504	5,851	316	311	205	92
平成 8 年	829	465	5,148	203	373	200	53
平成 9 年	777	440	4,840	103	400	213	61
平成 10 年	799	450	5,052	120	401	215	63
平成 11 年	852	466	5,021	141	376	228	107
平成 12 年	950	498	5,668	188	385	260	117
平成 13 年	887	456	5,244	146	377	239	125
平成 14 年	899	410	5,354	162	377	235	125
平成 15 年	818	444	4,916	65	373	254	126
平成 16 年	1,023	414	-	123	365	535	
平成 17 年	982	391	-	96	369	517	
平成 18 年	959	358	-	81	355	523	

資料: 観光統計概要等

図 2-6 町内の主要観光資源



施策の体系

(1)総合的な観光の推進体制づくり

総合的な観光の推進体制とその指針づくり

町の観光窓口づくりとPRの推進検討

観光の核となる施設の整備

町民の観光に対する理解と意識の醸成

(2)観光資源の育成強化

スポーツ施設の機能強化の推進・支援

町の特産品を活用した観光資源の育成

自然資源等の新たな観光資源の発掘と通年化の促進

既存観光資源の有効利用

公共施設の観光地としての活用整備

(3)ソフト施策の充実

広域的な観光振興の推進と観光をとおした広域交流の促進

民間の観光事業、活動の育成支援

地域環境の整備と町民活動の推進



施策の方向と主な計画事業

(1) 総合的な観光の推進体制づくり

施策の方向

総合的な観光の推進体制とその指針づくり

- ・観光は、その波及効果が多岐にわたることから、担当課と観光協会、ホテル組合等に限らず、庁内関係課、各産業の事業者から住民まで含め、これらを取りまとめ、全町的な活動とするための推進体制づくりと観光活動推進の指針づくりを進めます。

町の観光窓口づくりとP Rの推進検討

- ・白子町観光の窓口（案内、P R等）として、観光協会の機能強化を進めるとともに、白子町の観光情報P Rのためにインターネット等を活用した情報発信の充実や特色ある観光ガイドマップづくりを進めます。

観光の核となる施設の整備

- ・白子町の観光ゲートである白子 IC 周辺や観光客が集まる中里地区周辺に、白子町の観光情報発信や情報交流拠点機能を確保するとともに、農水産物直売所や休憩所、イベント拠点等の複合的な機能形成を図ります。

町民の観光に対する理解と意識の醸成

- ・町民の観光事業に対する理解と意識を醸成するために、情報提供（公共、民間全て）を推進するとともに、町民による観光育成を支援します。
- ・オフピーク時に観光施設の町民への開放を促進し、民間観光施設の地域施設としての活用を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
総合的な観光の推進体制とその指針づくり	観光の推進体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・白子町における観光の全体方針づくり（商工観光課） ・行政、観光協会、商工会、民間等での協力体制のあり方の検討（商工観光課）
町の観光窓口づくりとP Rの推進検討	観光窓口と、観光客誘致の体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・白子町観光協会に対する支援・機能強化（商工観光課） 観光P Rの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・誘致宣伝事業の推進（商工観光課）
観光の核となる施設の整備	観光の核となる施設の整備の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・白子 IC 周辺の観光拠点としての整備検討（商工観光課、総務課）
町民の観光に対する理解と意識の醸成	観光に対する理解と意識の醸成のための事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティア団体の設立検討（商工観光課） ・町民への各種観光関連情報の提供と観光地づくりの意識の醸成（商工観光課、総務課） ・町民への民間観光施設の開放の推進（商工観光課）

(2) 観光資源の育成強化

施策の方向

スポーツ施設の機能強化の推進・支援

- ・ 国民体育大会の開催を視野に入れながら、テニス等スポーツのまちとしての総合的な施設整備のために、公共施設、民間施設の体系的なスポーツ施設整備（周辺施設も含む）のあり方を検討するとともに、核となる施設の機能強化を推進・支援します。

町の特産品を活用した観光資源の育成

- ・ 町の特産品であるたまねぎを活用した「たまねぎ祭り」の継続、内容強化を図り、定常的な観光農業のきっかけづくりを進めます。
- ・ その他の農産品や花卉を活用した新たな観光農業の取組みを進めます。

自然資源等の新たな観光資源の発掘と通年化の促進

- ・ 九十九里海岸周辺や南白亀川等、自然資源を活用した環境保全型公園や観察地の整備により新たな観光資源づくりを進めます。
- ・ 観光客を広く町内に引き込むために、町の特性を活かした新たな観光資源開拓に向けた検討を進めます。特に7、8月以外で入込み客が期待できる観光開発を進め、通年型観光を目指します。

既存観光資源の有効利用

- ・ 既存の観光資源の魅力を高めるため、観光地周辺や観光施設の環境改善を図るとともに、民間テニスコート等の有効利用のあり方を検討します。

公共施設の観光地としての活用整備

- ・ 白子町の観光情報を提供し、観光をとおした広域交流を推進するために、「物産センター」等の観光情報・地域情報の発信拠点の機能確保に努めます。
- ・ 町のゲートとなる主要幹線道路や町内の主要観光地に、統一的な観光案内施設やサイン（案内表示）を設置します。
- ・ イベント開催時には、公共施設の開放や利用を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
スポーツ施設の機能強化の推進・支援	スポーツ観光施設づくりの検討 ・ 体系的なスポーツ施設整備の取決めづくり（商工観光課） ・ 核となるスポーツ施設の整備推進（商工観光課）
町の特産品を活用した観光資源の育成	町の特産品を活用した観光資源の育成の促進 ・ たまねぎ祭りの継続、内容強化（商工観光課、産業課） ・ 新たな観光農業の取組み推進（商工観光課、産業課）
自然資源等の新たな観光資源の発掘と通年化の促進	新たな観光資源の発掘 ・ 観光と物産資源の開発事業（商工観光課） ・ 観光地引網（商工観光課）
既存観光資源の有効利用	既存観光資源の有効利用の推進 ・ 既存観光資源の有効利用の推進（商工観光課）
公共施設の観光地としての活用整備	観光地としての道路整備の検討 ・ 観光地としての道路整備の検討 （商工観光課、総務課、建設課） 観光施設としての新たな公共施設の整備 ・ 「物産センター」建設検討（商工観光課、総務課）

(3) ソフト施策の充実

施策の方向

広域的な観光振興の推進と観光をとおした広域交流の促進

- ・観光協会やホテル組合等の連携によるイベント活動の推進を支援して、観光をとおした広域交流を促進するとともに、観光振興の起爆剤とします。
- ・行政主体で行う観光振興として、修学旅行、臨海学校、都市イベントの誘致・PR活動を行い、観光客の増加に努めるとともに、町内小中学生等の広域交流を促進します。
- ・より魅力ある観光地づくりを進めるために、九十九里浜観光振興活性化連絡協議会をとおした九十九里浜周辺市町村と連携した広域的な観光振興、長生郡で一体となった観光振興を進めます。

民間の観光事業、活動の育成支援

- ・民間観光事業の育成支援策として、生涯学習の一環として主体的に観光事業に参加する町民の育成を進めます。
- ・観光サービスの充実を図るために、観光事業者を対象に、他市町村の観光施設等への研修等を進めます。

地域環境の整備と町民活動の推進

- ・景観づくり、町のランドマーク、モニュメントづくりを検討します。
- ・観光ボランティアを育成し、活動を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
広域的な観光振興の推進と観光をとおした広域交流の促進	広域的な観光振興の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・九十九里浜観光振興活性化連絡協議会をとおした観光振興（商工観光課） ・長生郡市で一体となった観光振興（商工観光課） 体系的統一的な観光イベント開催の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模なテニス大会の誘致（生涯学習課、商工観光課、総務課） ・修学旅行、臨海学校、都市イベントの誘致・PR活動（総務課、教育課）
民間の観光事業、活動の育成支援	民間事業者への活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・海水浴場安全対策事業（商工観光課） ・少年野球等の各種大会の支援（生涯学習課、商工観光課）
地域環境の整備と町民活動の推進	地域環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境づくりの推進（総務課、商工観光課） ・観光ボランティアの育成（総務課、商工観光課）

第2節 多彩で魅力あるまちづくり

施策の大綱

まちの目標となる土地利用

白子町の土地利用は、海岸地区の旧県道沿いに集落や商業施設、テニス関連施設が集まる以外は、田園と集落が分散し、公共施設整備の効率化が図りにくい土地利用構造となっています。一方、町の基盤整備財源には限界があり、限られた財源のなかでまちづくりを進めるためには、公共投資についての新たな視点が必要です。

このような状況のなかで、場当たりのならず計画的で効率的な土地利用と公共施設を整備して、まちづくりの目的・テーマに即した総合的な『土地利用ガイドライン』の策定を進めます。

生活基盤の整備

道路整備については、体系的な道路網形成の促進のために、白子町と広域とを連絡する主要地方道茂原白子線バイパスの整備促進と、バイパスを受け止める連絡道路の整備を進めるとともに、生活道路が各集落の生活利便性を高める体系的なネットワークづくりになるよう順次整備を進めます。

道路整備の際には、地域の環境美化や景観形成及び高齢者にやさしいまちづくりの考え方等の多様なニーズに合わせたきめ細かな道路整備を進めます。また、交通事故を未然に防ぐための交通安全対策を進めます。

一方、町民の公共交通機関であるバスについては、利用ニーズにあわせ、バスの運行本数や時間帯、バス運行経路について、バス事業者等との協議を進めます。

公園緑地は、単なる公共施設としてではなく、町の総合的な風景を形成する環境資源として体系的な整備を図り、既存の公園施設等の有効活用について見直すとともに、町の土地利用ガイドラインにあわせ、特色のある公園緑地整備の検討を進めます。また、緑地については、九十九里浜の保安林や南白亀川による骨格的な緑地軸づくりを進めます。さらに、町内で稀少な神社林等の既存緑地についてはその保全に努めるとともに、道路、公園及び主要な公共施設内を緑化し、新たな緑地空間づくりを進めます。

一方、九十九里浜沿いの自然公園区域内緑地（保安林）については、観光資源や地域環境資源としての有効な活用方法を検討するとともに、その利用について国、県等関係機関との協議を進めます。

供給処理施設の整備に関して、上水道・ガスについては、町内の上水道・ガス使用者に対して安定供給を図るとともに、自然環境と調和するエネルギー技術の導入を進めます。下水道については、生活雑排水、雨水排水ともに効率的な事業の導入により町全域での体系的な施設整備を進めます。

ごみ処理については、不法投棄監視員、町民及び行政各々のゴミ処理活動等との連携を図り、体系的なごみ減量、投棄防止、監視の仕組みづくりを進めます。また、し尿処理体制を強化をします。

快適な地域環境整備

町の地域環境は、九十九里浜等の良好な自然環境に包まれているものの、一方でごみの不法投棄や農地の遊休地化等による荒れた土地もみられることから、良好な地域環境形成のために自然と調和した環境美化・景観形成方針の検討と美化運動等の推進が必要です。

環境美化運動については、町民一人ひとりの自助努力によるところが大きく、町民と行政による美化運動推進の取決めづくりを行うとともに、ボランティア団体や行政の活動の連携を図り、体系的な環境美化の仕組みづくりと活動を進めます。

また、道路、公園、主要な公益施設内の緑化と豊かな景観づくりを進めるとともに、農地、集落（農家住宅、屋敷林）、平地林等の白子町らしい特徴を生かした地域景観形成を進めます。

一方、公害対策としては、水質や大気汚染等各種公害の状況を把握する体制づくりと、快適な地域環境を維持するために、各種公害防止施策を進めます。

1. まちの目標となる土地利用方針の策定

現況と課題

白子町は、田、畑が約 1,500ha で町面積の約 5 割を占め、宅地が約 400ha で 1.5 割程度になっています。町の土地利用構造は、海岸沿いの旧県道沿いに帯状のまとまった集落や商業施設、観光関連施設が集まっている以外は、田園と集落が分散した土地利用構造になっています。一方、町の基盤整備財源には限界があり町の全域に対して公共事業を仕掛けていくことは、難しい状況にあります。

町をとりまく社会経済情勢より今後大規模な土地利用転換は見込まれないことから、土地利用に関しては、新たな土地利用転換に対応することから、土地の有効活用と地域環境の改善に重点をおく必要があります。

地球環境に関する意識が高まるなかで、豊かな自然環境を有する九十九里浜等において、環境保全育成の取組みが進められており、白子町の特徴である自然資源を保全するためにも、活動を推進、支援していく必要があります。

表 2-23 土地利用状況

(単位：ha、%、各年 1 月 1 日現在)

	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		H7 ~ H17 の変化	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	H17-H7	H17/H7
田	890.1	32.4	887.9	32.3	877.5	32.0	-12.6	0.99
畑	603.6	22.0	591.7	21.5	583.2	21.2	-20.4	0.97
宅地	381.2	13.9	402.7	14.7	407.5	14.8	26.3	1.07
池沼	0.6	0.0	0.6	0.0	0.6	0.0	0.0	1.00
山林	140.2	5.1	140.2	5.1	139.0	5.1	-1.2	0.99
原野	11.7	0.4	13.4	0.5	13.4	0.5	1.7	1.15
雑種地	92.3	3.4	158.7	5.8	164.4	6.0	72.1	1.78
その他	626.3	22.8	550.8	20.1	560.4	20.4	-65.9	0.89
合計	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	2,746.0	100.0	-	-

資料：固定資産の価格等の概要調査等

注：その他は非課税地積

施策の体系

(1) 計画的な土地利用と環境に関する取組みの推進

計画的な自然環境の保全と環境創造の取組みの推進

計画的な土地利用コントロール

(2) 町の中心地づくりの推進

町の中心地づくり計画の推進

観光中心地づくり計画の推進

施策の方向と主な計画事業

(1) 計画的な土地利用と環境に関する取組みの推進

施策の方向

計画的な自然環境の保全と環境創造の取組みの推進

- ・ 計画的な自然環境保全と環境創造の取組みを進めます。
- ・ 県立自然公園区域の規制に準拠し、九十九里浜の自然環境を保全します。
- ・ 九十九里浜に生息する、アカウミガメ、シロチドリ等の稀少な動植物の保護に努め、町の特徴である豊かな自然環境を保全します。
- ・ 花の咲くまちづくり事業（チューリップ広場づくり事業等）や計画的な自然環境の保全にあたっては、町民と関係各課の協働を進めます。

計画的な土地利用コントロール

- ・ “白子町らしい”まちづくりの実現のために、都市計画法、自然公園法、農業振興地域の整備に関する法律等の各種土地利用規制を適正に運用し、計画的な土地利用コントロールの実現を目指します。
- ・ 土地利用状況や環境の実態を把握するための各種調査を実施します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
計画的な自然環境の保全と環境創造の取組みの推進	自然環境の保全と環境創造の取組み ・ 九十九里浜の稀少な動植物の保護（商工観光課） ・ 花の咲くまちづくり事業の推進（産業課） - 再掲 ・ 景観形成作物の栽培の推進（産業課） - 再掲
計画的な土地利用コントロール	各種土地利用規制の適正な運用 ・ 土地利用規制等対策事業（建設課） ・ 宅地開発対策事業（建設課） ・ 都市計画基礎調査事業（建設課） 土地利用状況把握のための調査の実施 ・ 国土調査(地籍調査)の検討（総務課）



(2) 町の中心地づくりの推進

施策の方向

町の中心地づくりの推進

- ・ 効果的に基盤施設整備を進めるために、各種公共公益施設の目的に即して、より集中的選択的な施設整備を進めます。
- ・ 白子町では、南白亀川河口付近及び役場周辺に公共公益施設が集まっており、この南白亀川周辺地域での各種機能の高度化や周辺環境整備を推進します。

観光中心地づくりの推進

- ・ 白子町の観光の新たな中心地として、白子 IC 周辺部及び中里地区での特産品の販売、観光イベントの開催などに活用可能な拠点づくりと周辺環境整備を進めます。
- ・ 町の観光中心地である白子 IC 周辺、集団施設周辺、中里周辺等の地域整備計画、修景計画等を総合的に策定するものとします。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
町の中心地づくりの推進	町の中心地づくりの推進 ・ 町の中心地づくり計画の策定（総務課）
観光中心地づくりの推進	観光中心地づくりの推進 ・ 観光中心地づくり計画の策定（総務課、商工観光課） ・ 白子 IC 周辺拠点整備構想の策定（総務課、商工観光課）

2. 生活基盤の整備

現況と課題

白子町の交通は、自動車交通が中心で、それを支える幹線道路として、九十九里有料道路や県道飯岡一宮線といった幹線道路が整備されています。一方、生活道路は、町道が実延長284,243m（平成17年）整備され、舗装率77.3%、改良率73.4%、歩道設置率6.4%となっています。

現在、白子町と茂原市、千葉外房有料道路方面とを連絡する県道茂原白子線バイパスの整備が着手されています。この県道茂原白子線バイパスは、町の中央部に計画され、町内各地域と茂原市方面の利便性向上が見込まれています。広域との交流連携をとおして地域を活性化していくためには、その交流の基盤となる幹線道路整備が重要であり、この新たな幹線道路を町としてより効率的に利用できるよう、町内各地域における交流活動が促進されるような体系的な道路整備を進める必要があります。また道路は、まちの景観形成や安全なまちづくりといった多様な整備ニーズも見込まれることから、ニーズに応じたきめ細かな道路整備を進めていく必要があります。

白子町の公園整備の状況は、南白亀川河口付近に運動施設がまとまって確保され、その他は各地区にスポーツ広場が整備されています。

多くの公共施設を持たない白子町において、公園は地域のスポーツ・レクリエーション施設としてだけでなく、集会やイベント、コミュニティの場といった多様な役割もあり、町民及び観光客の利用ニーズを把握しつつ体系的な公園整備を図る必要があります。

生活雑排水については、処理区域によりコミュニティプラントと合併浄化槽の設置を推進する必要があります。

表 2-24 道路整備状況

年 度	実延長 (m)	舗装延長		改良延長		歩道延長	
		延長 (m)	舗装率 (%)	延長 (m)	改良率 (%)	延長 (m)	設置率 (%)
昭和 60 年	257,866	163,499	63.4	61,417	23.8	4,914	1.9
平成 2 年	284,500	193,928	68.2	199,592	70.2	9,479	3.3
平成 7 年	283,823	204,777	72.1	202,920	71.5	9,875	3.5
平成 12 年	284,760	216,652	76.1	204,622	71.9	13,545	4.8
平成 17 年	284,243	219,784	77.3	208,502	73.4	18,148	6.4

資料：建設課（道路台帳）

表 2-25 コミュニティプラントの整備状況

	地区	処理整備面積	計画処理人口	1日最大処理量	整備状況
第1工区	白潟	64.0ha	5,050人	1,200 m ³ /日	済
第2工区	白潟	108.0ha	4,430人	1,550 m ³ /日	済
第3工区	南白亀	113.6ha	2,410人	870 m ³ /日	済
合計	-	285.6ha	11,890人	3,620 m ³ /日	-

資料：環境課

図2-7 主要道路網図



施策の体系

(1) 道路網の整備

- 広域との交流連携を支える幹線道路の整備促進
- 体系的な生活道路の確保
- ニーズに応じた特色ある道路整備
- 公共交通機能の充実強化

(2) 情報基盤の整備

- 広域との交流連携を支える情報基盤の整備
- 地域の生活ニーズに対応した情報基盤の整備
- 町民と行政の対話と協力を支える情報基盤の整備

(3) 公園、緑地の整備

- 体系的な公園整備、緑地確保方針の検討
- 利用ニーズに応じた特色ある公園整備の検討及び自然公園の活用
- 既存緑地の保存と新たな緑地の創出

(4) 供給・処理施設の整備

- 上水道・ガス等の安定供給
- 体系的な雨水・生活雑排水処理体制づくり
- ごみ処理対策の推進
- 不法投棄、環境美化対策の推進

施策の方向と主な計画事業

(1) 道路網の整備

施策の方向

広域との交流連携を支える幹線道路の整備促進

- ・ 白子町と広域とを連絡する県道茂原白子線バイパスの整備促進と、バイパスを受けとめる体系的な幹線道路の整備を進めます。
- ・ 主要地方道飯岡一宮線については、広域交流のための拠点整備を進めます。

体系的な生活道路の確保

- ・ 地域の生活道路については、各地区から整備要請を的確に把握し、各地区の利便性を高める体系的なネットワークづくりを進めます。

ニーズに応じた特色ある道路整備

- ・ 環境美化、景観形成に資する道路整備を進めるために、地区毎に特色のある街路樹やモニュメント等の整備についての検討を進めます。
- ・ 福祉のまちづくり条例や高齢者保健福祉計画等にあわせ、歩道の整備やバリアフリー化による生活者にやさしい生活道路整備を体系的に進めます。

公共交通機能の充実強化

- ・ 町民のバス利用ニーズや、交通弱者である高齢者等の交通アクセス手段の確保を図るため、路線バスの運行本数や時間帯、バスルートについて、バス事業者と協議を進めます。
- ・ ふれあいセンターや公民館、集会所等の公共施設や町外の高次医療福祉施設の利用利便性を向上させるために、ボランティア等を活用した輸送サービスの導入を検討します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
広域との交流連携を支える幹線道路の整備促進	体系的な幹線道路の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県道茂原白子線バイパス等幹線道路の整備要望及び促進（建設課） ・ 都市計画道路の整備要望及び促進（建設課）
体系的な生活道路の確保	生活道路の改良 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路改良事業（建設課）
ニーズに応じた特色ある道路整備	景観形成，環境形成に資する道路整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成，環境形成に資する道路整備の推進（総務課）
公共交通機能の充実強化	バス等の輸送サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ バス運行の利便性確保のための協議（総務課） ・ ボランティア等活用した輸送サービスの検討（総務課）

(2) 情報基盤の整備

広域との交流連携を支える情報基盤の整備

- ・ 広域との交流連携を促進するために、幹線道路周辺において、「物産センター」等の観光情報・地域情報の発信拠点の機能確保に努めます。
- ・ 町の特徴や各種情報を広域に発信し、広域交流を促進するために、インターネット等の情報発信基盤の機能強化を進めるとともに、情報内容の充実に努めます。

地域の生活ニーズに対応した情報基盤の整備

- ・ 町民生活のニーズの多様化に応じた行政サービスの実現のために、ふれあいセンターを各地区の生活ニーズの収集拠点、行政サービスの情報発信拠点として活用します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
広域との交流連携を支える情報基盤の整備	物産センターやインターネット等の情報基盤整備 ・ 「物産センター」整備事業の推進（総務課、商工観光課） - 再掲 ・ インターネット等の情報発信基盤整備及び情報内容の充実（総務課）
地域の生活ニーズに対応した情報基盤の整備	各種広報活動の充実、情報発信拠点としてのふれあいセンターの活用 ・ 各種広報活動の充実（総務課） ・ 地区の生活ニーズの収集、行政サービスに関する情報発信拠点としてのふれあいセンターの活用（総務課）

(3) 公園、緑地の整備

施策の方向

体系的な公園整備、緑地確保方針の検討

- ・緑の基本計画に則り、体系的な公園整備、緑地の確保を進めます。

利用ニーズに応じた特色ある公園整備及び自然公園の活用

- ・緑の基本計画の方針にあわせ、既存の公園施設等の有効活用方策を検討するとともに、町民及び観光客のニーズを把握し、特色ある公園整備の検討を進めます。
- ・九十九里海岸沿いの自然公園については、国、県等関係機関、各種民間環境保護団体等との協議を行いながら、観光資源や地域環境資源としての有効な活用方法を検討します。
- ・南白亀川を観光資源や地域環境資源として活用するために、南白亀川河口部の河川敷に親水機能を確保します。

既存緑地の保存と新たな緑地の創出

- ・九十九里海岸の保安林や南白亀川による骨格的な緑地軸づくりを推進するとともに、稀少な神社林等の保全に努めます。また、道路や公園及び主要な公共公益施設内の緑化を進め、新たな緑地空間の創出を図ります。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
体系的な公園整備、緑地確保方針の検討	緑の基本計画の推進
利用ニーズに応じた特色ある公園整備及び自然公園の活用	自然公園、都市公園、南白亀川河口部河川敷の活用方策検討 ・ 自然公園内の緑地活用方策の検討（総務課） ・ 都市公園の基礎調査及び計画の検討（建設課） ・ 南白亀川河口部河川敷の活用方策の検討（総務課）
既存緑地の保存と新たな緑地の創出	緑地保全の考え方の検討（緑の基本計画）（建設課）



(4) 供給・処理施設の整備

施策の方向

上水道・ガスの安定供給

- ・ 町内のガス利用者に対して、ガスの安定供給と保安の確保を図ります。安定供給実現に向けては、耐震工法を採用するとともに老朽化したガス導管の交換やループ化工事を行い災害に強い基盤整備を進めます。一方利用者側へのマイコンメーター取付けや電算化による使用形態管理により、安全な使用のための支援施策を進めます。
- ・ 上水道については、水資源の確保により安全で良質な水の安定供給に努めます。

体系的な雨水・生活雑排水処理体制づくり

- ・ 生活雑排水については、海岸部でのコミュニティプラントの加入接続促進を図るとともに、内陸部においては、合併処理浄化槽の設置を進めます。
- ・ 雨水排水については、雨水排水機能の強化のための排水路改良の推進に努め、体系的な雨水排水施設の整備検討を進めます。

ごみ処理対策の推進

- ・ ごみ処理については、不法投棄監視員や行政、町民各々のごみ処理活動の連携を図り、体系的なごみ処理体制づくりを進めます。
- ・ 地域ぐるみでごみの減量、リサイクル活動の取組みを促進します。

不法投棄、環境美化対策の推進

- ・ 不法投棄監視員や町民の協力により、不法投棄の監視体制を強化します。
- ・ 環境美化条例の適切な運用により、魅力ある環境づくりを進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
上水道・ガス等の安定供給	ガス供給の安定化促進、消費段階での安全性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス供給の安定化促進（ガス事業所） ・ ガス消費段階での安全性確保（ガス事業所） 上水道の安定供給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水資源の確保、良質な水の確保（総務課） ・ 水資源の有効利用と節水思想の普及（総務課）
体系的な雨水・生活雑排水処理体制づくり	体系的な生活雑排水処理体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体系的な生活雑排水処理体制の検討（総務課） ・ コミュニティプラントの利用促進・維持管理（環境課） ・ 合併浄化槽設置整備事業（環境課） 都市下水路整備計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市下水路整備計画の検討（建設課）
ごみ処理対策の推進	ごみ減量、リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭ごみの分別処理、リサイクルのあり方の検討（環境課） ・ ごみ減量化事業（環境課）
不法投棄、環境美化対策の推進	監視体制の強化及び条例の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみで不法投棄監視体制の確立（環境課） ・ 環境美化推進条例の運用

3. 快適な地域環境整備

現況と課題

白子町では、快適な地域環境整備に向け、平成8年に白子町環境美化推進に関する条例を制定し環境美化のための行政と町民・事業者の行動の取決めをし、またビーチクリーンや各種環境美化運動等を推進し、良好な地域環境づくりのための活動を推進しています。

これらの活動は、町民の協力のもとに個別に推進されていますが、今後より効率的で有効な活動を進めていくためには、まちづくり分野だけではなく、産業、教育、福祉も含めた全庁的な取組み、及び住民、事業者等も含めた全庁的な取組みが必要です。

一方、公害については、南白亀川や海岸、水路等の水質や大気汚染の状況等を把握しつつ、公害を抑制していく必要があります。

表 2-26 環境美化運動の状況

運動名	時期	対象範囲	参加者
ゴミゼロ運動	5月下旬～6月上旬	町内全域	町民・行政
地域美化運動	通年	各地区集会所付近等	町民
環境整備	通年	町内全域（道路等）	行政（環境整備推進員）

資料：環境課

施策の体系

(1)環境問題への取組みと良好な景観形成

町民と行政による環境問題への取組み

環境美化運動の推進

公共公益施設や農地、宅地等での景観形成のあり方の検討

(2)住宅環境の整備

良好な住環境の維持管理

町民の持家の普及促進

(3)公害の防止

各種公害の状況の把握

快適な環境維持のための施策推進



施策の方向と主な計画事業

(1) 環境問題への取組みと良好な景観形成

施策の方向

環境美化運動の推進

- ・ 良好な地域環境形成を図るために、体系的な環境美化・景観形成のための仕組みづくりについて全町、地区単位での推進方策を検討します。
- ・ 検討体制は、分野の枠を超えた横断的な取組みに加え、地区の住民代表等、施策相互、各種団体相互の連携を図り、効率的かつ効果的な施策展開を図ります。

公共公益施設や農地、宅地等での景観形成のあり方の検討

- ・ 道路、公園、主要な公共公益施設内では、緑化及び統一的な景観づくりを進めます。
- ・ 農地、宅地等を利用した景観づくりのあり方を検討し、白子町らしい特徴ある景観づくりを進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
環境美化運動の推進	環境美化運動の体系化 ・ 町内における環境美化運動の体系化のための仕組みづくりの検討（環境課） 環境美化運動の推進 ・ 産業廃棄物不法投棄監視員制度の設置（環境課） ・ 環境美化運動の推進（環境課） ・ 各種地域環境美化事業、環境保全推進事業の実施（環境課）
公共公益施設や農地、宅地等での景観形成のあり方の検討	公共施設での景観づくりのあり方の検討 ・ 統一的な景観形成の取決め（建設課） ・ 河川環境整備の促進（建設課） 農地、宅地等での景観形成のあり方の検討 ・ 屋外広告物対策事業（建設課）

(2) 住宅環境の整備

施策の方向

良好な住環境の維持管理

- ・ 良好な住環境を維持管理するために、建築確認制度の適正な指導を進めます。
- ・ 町営住宅の維持管理を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
良好な住環境の維持管理	町営住宅の維持管理 ・ 町営住宅の維持管理（建設課） 建築確認の際の適正指導 ・ 建築確認の際の適正指導（建設課）

(3) 公害の防止

施策の方向

各種公害の状況の把握

- ・水質や大気汚染等公害基本法に基づく公害の実態把握のための調査を実施します。

快適な環境維持のための施策推進

- ・快適な地域環境を維持するために、各種公害防止施策を実施します。
- ・カラス等の有害鳥獣の駆除に努め、快適な環境維持に努めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
各種公害の状況の把握	公害の状況把握のための調査の実施 ・ 水質調査（環境課）
快適な環境維持のための施策推進	各種条例等による環境維持 ・ 土壌の汚染及び災害の発生の防止に「白子町小規模埋立て等による関する条例」の運用による生活環境の維持（環境課） 各種公害防止施策を実施 ・ 畜犬関係事業（環境課） ・ 有害鳥獣駆除事業（環境課） ・ 大気汚染防止対策事業（環境課）

第3章 行財政計画と参加と協働のまちづくりの推進

第1節 まちの行財政計画

施策の大綱

まちの行財政計画

行政運営においては、白子町行財政改革プランに基づき、事務事業、組織・機構の見直し、定員管理及び給与の適正化、職員の能力開発、行政の情報化を図るとともに、公共施設の設置及び管理運営の合理化を進めます。

財政においては、町全体としてのまちづくりの目標や目標実現のための事業優先度に応じ、重点的に事業が推進できるように財政運営を配慮します。また、自主財源の確保と経費の節減に努め、計画的な事業の推進とともに効率的な財政運営を進めます。

広域行政の推進

長生郡市及び周辺も含めた広域市町村が有機的に連携し、効率的な行政運営、行政施策を進めるために、主体的にその体制づくりを進めます。特に、スポーツや文化の面においては、既存のイベントや新たな取り組みを通して、先導的な役割を担っていくものとします。

広域事務や業務については、その範囲の拡大と他市町村との調整機能の充実を図り、合理的で効果的な行財政運営を進めます。



1. まちの行財政改革

現況と課題

経済低迷の長期化が予想される中、財政事情の好転は見込み難く、その中でも、少子高齢化や情報化の急激な進展は、全国的な傾向でもあり、白子町においても、財政規模は縮小傾向で推移しています。なお、投資的経費は、高齢者福祉ニーズの増大により、縮減傾向が続いており、ハード整備については、一定の限界があるとみる必要があります。町民生活ニーズの多様化もあって、行政需要の拡大とサービスの高度化ニーズは当分続くものとみられています。

一定の財政規模の中での行政サービスの高度化を進める場合、一層の効率化が必要であるとともに、行政と町民との役割分担や連携のあり方についての工夫が重要です。

それらは、白子町の枠組みに関わらず、隣接市町村との連携や広域交流による施策適用の効率化や高度化を進めていく必要があります。

表 2-27 普通会計決算の推移（歳入）

（単位：千円、％）

区分	年度	平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
自主財源	町税	1,218,081	27.2	1,277,206	28.7	1,223,917	31.6
	分担金及び負担金	173,304	3.9	111,390	2.5	71,989	1.9
	使用料及び手数料	51,616	1.1	80,407	1.8	87,815	2.3
	財産収入	28,989	0.6	8,899	0.2	2,261	0.1
	寄付金	2,500	0.1	0	0.0	1,150	0.0
	繰入金	137,972	3.1	13,013	0.3	109,514	2.8
	繰越金	142,002	3.2	169,132	3.8	197,663	5.1
	諸収入	96,930	2.2	84,854	1.9	108,805	2.9
小計	1,851,394	41.4	1,744,901	39.2	1,803,114	46.7	
依存財源	地方譲与税	131,167	2.9	88,124	2.0	143,783	3.7
	交付金	126,236	2.8	260,507	5.8	228,715	5.9
	地方交付税	1,496,217	33.5	1,667,120	37.4	1,091,981	28.2
	国庫支出金	288,626	6.4	240,318	5.4	114,750	3.0
	県支出金	284,587	6.4	221,879	5.0	155,348	4.0
	町債	293,400	6.6	229,900	5.2	329,500	8.5
	小計	2,620,233	58.6	2,707,848	60.8	2,064,077	53.3
歳入総額	4,471,627	100.0	4,452,749	100.0	3,867,191	100.0	

表 2-28 普通会計決算の推移（歳出）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
経常的経費		3,006,910	69.3	3,231,956	74.2	3,242,443	87.5
	義務的経費	1,618,143	37.3	1,610,020	37.0	1,661,844	44.8
	人件費	1,156,485	26.7	1,156,186	26.6	1,116,794	30.1
	扶助費	137,592	3.2	130,987	3.0	206,901	5.6
	公債費	324,066	7.5	322,847	7.4	338,149	9.1
	物件費	615,882	14.2	655,069	15.0	545,775	14.8
	維持補修費	36,372	0.8	43,983	1.0	17,942	0.5
	補助費等	635,432	14.6	700,743	16.1	691,823	18.7
	経常的繰出金	101,081	2.3	198,806	4.6	301,117	8.1
	経常的/貸付金等	-	-	23,335	0.5	23,942	0.6
投資的経費		1,244,248	28.7	1,059,327	24.3	345,032	9.3
	普通建設事業費	1,233,079	28.4	1,059,327	24.3	344,696	9.3
	災害復旧事業費	11,169	0.3	-	-	336	0.0
積立金		22,255	0.5	7,329	0.2	88,925	2.4
投資出資貸付金		35,819	0.8	35,671	0.8	110	0.0
繰出金		29,503	0.7	19,609	0.5	30,726	0.8
歳出総額		4,338,735	100.0	4,353,892	100.0	3,707,236	100.0

表 2-29 普通会計決算の推移（歳出 / 目的別）

（単位：千円、％）

区 分	年 度	平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費		108,646	2.5	101,016	2.3	87,997	2.4
総務費		627,010	14.5	597,536	13.7	660,285	17.8
民生費		643,959	14.8	735,495	16.9	855,048	23.1
衛生費		818,290	18.9	670,437	15.4	528,912	14.3
農林水産業費		266,886	6.1	282,600	6.5	151,781	4.1
商工費		222,587	5.1	208,966	4.8	161,698	4.3
土木費		542,415	12.5	642,576	14.8	279,619	7.5
消防費		214,366	4.9	209,593	4.8	213,248	5.8
教育費		559,025	12.9	582,726	13.4	430,163	11.6
災害復旧費		11,169	0.3	-	-	336	0.0
公債費		324,382	7.5	322,947	7.4	338,149	9.1
諸支出金		-	-	-	-	-	-
歳出総額		4,338,735	100.0	4,353,892	100.0	3,707,236	100.0

施策の体系

(1)行政計画

- 事務事業の見直し
- 組織・機構の見直し
- 定員管理及び給与の適正化の推進
- 職員の能力開発等の推進
- 行政の情報化の推進
- 公共施設の設置及び管理運営の合理化

(2)財政計画

- 自主財源の確保と拡大
- 依存財源の活用
- 経常経費の抑制
- 効率的な財政運営
- 転入促進のための措置の実施

施策の方向と主な計画事業

(1) 行政計画

施策の方向

事務事業の見直し

- ・効率的な行政業務の推進に向けて、事務事業の見直しや文書管理の効率化を進めます。

組織・機構の見直し

- ・町民ニーズの変化や高齢化に対応した効率的な行政業務推進のため、必要に応じ組織・機構の見直しを行います。
- ・主要な施策の推進にあたっては、庁内ワーキングチームによる関係機関の連絡協力体制の強化を図ります。
- ・町民にわかりやすい行政運営を進めるために、情報公開を進めます。

定員管理及び給与の適正化の推進

- ・人事ローテーションの適正化を進めるとともに、定員管理及び給与の適正化を進めます。

職員の能力開発等の推進

- ・各種研修制度を充実し、職員の能力開発等を進めます。

行政の情報化の推進

- ・事務処理の効率化や迅速化のため、情報機器の導入等を進めます。
- ・町民のプライバシー保護を第一として住民基本台帳ネットワークシステムの適切な運用を進めるとともに、電子自治体等の動向をふまえ、対住民サービス業務の情報化を進めます。
- ・町民と行政の対話と協力のまちづくりを推進するうえで必要な透明・公平な行政

運営を行うために、情報公開制度の適切な運用を進めるとともに、ふれあいセンター等の公共施設における情報公開や情報提供に努めます。

- ・新規転入者の受入れを促進するために、転入の際の諸手続き、各種行政サービス、福祉サービス等に関しての一括した情報提供を進めます。

公共施設の設置及び管理運営の合理化

- ・少子高齢社会における施設のあり方、老朽化施設の修繕、改築、統廃合等利用者の利便性に配慮しつつ、民営化も含め効率的な施設の管理運営について、適正な管理、監督のもとに、その合理化を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
事務事業の見直し	事務事業の見直し、文書管理の適正化の推進 ・ 事務事業の見直し、文書管理の適正化推進（総務課）
組織・機構の見直し	情報公開の推進、組織・機構の見直し ・ 情報公開の推進、組織・機構の見直し（総務課）
定員管理及び給与の適正化の推進	人事管理の適正化の推進 ・ 人事ローテーションの適正化推進、定員管理及び給与の適正化の推進（総務課）
職員の能力開発等の推進	研修制度の充実推進 ・ 研修制度の充実推進（総務課）
行政の情報化の推進	行政の情報化・情報提供の推進 ・ 事務処理の効率化・情報の迅速化推進（総務課） ・ 新規転入者のための各種行政サービス等の情報提供 (総務課)
公共施設の設置及び管理運営の合理化	公共施設の設置及び管理運営の合理化の推進 ・ 既存施設の管理運営の合理化（総務課） ・ 公有財産の効率運用（総務課）

(2) 財政計画

施策の方向

自主財源の確保と拡大

- ・ 税収の適正な確保と手数料、使用料の適正化を進め、自主財源の確保と拡大を行います。

依存財源の活用

- ・ 町の発展のために必要な施策・事業を選択し、依存財源の有効活用を図ります。

経常経費の抑制

- ・ 効率的な行政運営を推進し、経常経費の抑制に努めます。

効率的な財政運営

- ・ 限られた財源の効率的な運用を図ります。
- ・ 主要行政施策推進のためのワーキングチームによる関係各課の連絡協力体制を強化し、効率的な財政運営を進めます。
- ・ 町と町民の協働による行政運営を推進することによって、財政支出の削減や適正化を図ります。

転入促進のための措置の実施

- ・ 転入促進のために、転入を希望するものに対する優遇措置等を検討します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
自主財源の確保と拡大 依存財源の活用	計画財政の推進 ・ 計画財政の推進（総務課）
経常経費の抑制 効率的な財政運営	
転入促進のための措置の実施	転入促進のための措置の実施 ・ 優遇措置等の検討（税務課）

2. 広域行政の推進

現況と課題

近年の地域振興は、地方分権化の流れやまちづくりへの住民参加ニーズの高まりを背景として、地域の固有資源を活かした広域との交流連携によって、地域の活性化を目指すという方向性が鮮明になってきています。白子町も町民の生活ニーズや地域資源を見つめなおし、広域のなかでの白子町の特徴を活かした広域との交流連携のなかで一定の役割を担うことが必要となっています。

施策の体系

(1) 広域との交流連携の推進

県内、国内との交流連携の推進

近隣市町村との交流連携の推進

広域事務・業務の拡大と調整機能の充実

広域行政の合理的、効果的な行財政運営の促進

施策の方向

(1) 広域との交流連携の推進

施策の方向

県内、国内との交流連携の推進

- ・ 地方分権や町民の生活圏域の広がりをふまえ、町民ニーズに効率的効果的に対応するために、広域連携のあり方を検討し、活動を進めます。
- ・ 白子町が広域のなかで、スポーツや文化に関する既存のイベントや新たな取り組みをとおして、先導的な役割を担っていくものとします。
- ・ イベントに関しては、白子町で開催するイベントへの参画を要請することはもとより、他市町村で開催するイベントへの協力を進め、広域での一体的なイベント開催を推進していきます。

近隣市町村との交流連携の推進

- ・ 白子町が長生郡等周辺市町村の中で、農業や観光、スポーツや環境に関する取り組みをとおして、先導的な役割を担って行くものとします。

広域事務・業務の拡大と調整機能の充実

- ・ 広域での実施することが効率的な事務・業務については、広域行政における実施を推進していきます。

広域行政の合理的、効果的な行財政運営の促進

- ・ 広域行政のなかでの主体的な役割を担いつつ、合理的・効果的な行財政運営を促進していきます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
県内、国内との交流連携の推進 近隣市町村との交流連携の推進	県内、国内との広域連携のあり方の検討 近隣市町村との広域連携のあり方の検討 ・ 近隣市町村との広域連携のあり方の検討（総務課）
広域事務・業務の拡大と調整機能の充実	広域事務・業務の拡大と調整機能の充実
広域行政の合理的、効果的な行財政運営の促進	広域行政の合理的・効果的な行財政運営の推進 ・ 長生郡市広域市町村圏組合の行財政改革の推進（総務課） ・ 長生・山武地方拠点都市地域基本計画の推進（総務課）

第2節 参加と協働のまちづくりの推進

施策の大綱

まちづくりへの参加の仕組みづくり

参加と協働によるまちづくりを進めるためには、町民の皆さんの、まちを良くしたいという意欲を生かし、町民の発意をまちづくりに生かしていく仕組みをつくる必要があります。

その仕組みの基本として、意見交換、情報交換を行うための場を活発に運営していくのは町民の皆さんです。既存の自治会活動やサークル活動を活かして町民交流が活発に行なわれ、より多くの人々がまちづくりに対する意見や提案を述べられる機会を創出していきたいと考えています。

まちづくりに対する意見や提案をお聞きするために、町民の皆さんと行政の意見交換や提案の場を設けるほか、意見や要望、提案を日常的に受け付ける行政窓口や体制づくりにより町民が参加できるように進めます。

一方、町民の皆さんに対しては、まちづくりの目標や課題についての情報を提供して、各種研修活動、国際交流、他地域との交流活動の場を確保していきます。各種の情報を町民と行政が共有することによって、まちづくり活動に対する意識や知識を一緒に高めていきたいと考えています。

協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

町民からのまちづくりについての意見や提案をいただいても、それを「まちづくり活動」へ反映させる仕組みがなければ、町民と行政の活動は一過性のものになりかねません。

「まちづくり活動」を継続させるために、まず、現在進められている既存のまちづくり活動を体系的に把握します。また、新たにまちづくりへの参加意欲がある町民に対して、既存のまちづくり活動情報の提供や活動参加を仲介して、新しいまちづくり活動の組織化を支援する、総合的な窓口づくりを進めます。

「まちづくり活動」は、町民の積極的な参加と協働によって成長していくものです。「まちづくり活動」のテーマや内容が興味を引く内容であって、切実な問題であることが重要です。そこで、町民と行政が一体となって、活発な「まちづくり活動」のきっかけとなるようなプロジェクトを実行したいと考えています。プロジェクトをとおして、町民の参加意欲が高く、あるいは総合計画に掲げるまちづくりの実現に資するような「まちづくり活動」の方向性について、町民と共に見定めていきたいと考えています。

町民の「まちづくり活動」を定着させ、まちの発展により有効なものとしていくために、行政担当者や既存の各種町民活動団体との交流や意見交換を図り、活動に対する適切な支援体制を進めます。

さらに「まちづくり活動」には、それを担っていく人材の育成が不可欠です。町民と行政が協力して、「まちづくり活動」のリーダー育成を進めます。

現況と課題

町民の具体的なまちづくり活動への参加意欲はあるものの、参加意識は始まったばかりだとみる必要があります。

効率的な行政施策運用を進めるためには、町民本位にたつて、きめ細かなニーズを把握し、町と町民との協力と連携が不可欠な時代に入っていますが、そうした気運を町民が自覚するためには、参加し、行動し、その効用を享受するといった経験の積み重ねが重要であり、まずは、そうしたまちづくりに参加するための機会や場所の提供及びPRを積極的に展開する必要がありますとみられています。

町民のまちづくりへの参加を促すためには、まちづくりの目指す目標や対象が、できるだけ多くの町民の関心事である必要があります。町民のまちづくり参加は、行政では把握しきれない細かな問題や課題への対応を必要とする行政ニーズの質的变化に対応するものであることが望まれます。

そうした意味では、町民のアイデンティティ形成のベースとなっている自然環境保全や、日常的で細やかな対応が必要な高齢化対応やリサイクル問題などから、町民主体のまちづくりをはじめることが必要であるとみられます。

施策の体系

(1)まちづくりへの参加の仕組みづくり

- まちづくりに関する意見交換の活性化
- まちづくりについての情報、知識の提供
- 町民からの提案受付の仕組みづくり

(2)協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

- 既存活動組織の把握と活動参加の窓口づくり
- 対話と協力のプロジェクト推進を支援する体制づくり
- 町民のまちづくり活動推進を支援する体制づくり

施策の方向と主な計画事業

1. まちづくりへの参加の仕組みづくり

施策の方向

まちづくりに関する意見交換の活発化

- ・町民のまちづくりに関する意見交換を活発化するために、町民相互の意見交換や、情報交換の場を設置します。
- ・当面は行政主導での運営とするものの、町民の主体的なまちづくりへの参加を促進するために中・長期的にはまちづくり同好会等を運営主体としていくものとします。

まちづくりについての情報、知識の提供

- ・町民のまちづくり活動に対する参加意欲を高めるために、まちづくりの目標、分野に応じた関連情報提供や各種研修交流制度を設ける。
- ・町民のまちづくりに関する情報交換、意見交換の場、及び町民へのまちづくり情報の提供の場としてふれあいセンターを活用します。
- ・まちづくりについての情報や知識を提供するため、町民の要望に応じ、生涯学習講座や町民ワークショップ及び小中学校の総合的な学習の場に町職員や専門アドバイザー等を派遣します。

町民からの提案受付の仕組みづくり

- ・町民のまちづくりに対する要望や提案の受け付け窓口を設置します。
- ・まちづくり意向調査等の実施により、定期的に町民の意向や要望を把握します。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
まちづくりに関する意見交換の活性化	まちづくり意見交換会議の開催・運営 ・ 新たな住民参加方式の検討（総務課） 町民の意見交換の機会を創出 ・ コミュニティ推進体制の確立（総務課）
まちづくりについての情報、知識の提供	まちづくりに関する教育や研修制度の充実 ・ まちづくりに関する教育や研修制度の充実（生涯学習課） まちの現状やまちづくり活動の情報提供 ・ 各種広報活動の充実（総務課）
町民からの提案受付の仕組みづくり	住民意識調査の実施 ・ 住民意識調査の実施（総務課） まちづくりに対する要望や提案の受付窓口づくり ・ 広聴制度の検討（総務課）



2. 協働による「まちづくり活動」を推進する仕組みづくり

施策の方向

既存活動組織の把握と活動参加の窓口づくり

- ・ 既存の民間活動、ボランティア活動を体系的に把握するとともに、民間活動組織等の要望、意向をとりまとめ、活動組織相互の情報交換を促進します。
- ・ 組織毎の活動内容の把握は、各分野別に庁内担当課毎に行うとともに、庁内での情報交換を促進します。
- ・ ボランティア、団体、サークル活動組織の体系的な把握と情報提供の総合的な担当窓口を設けます。

対話と協力のプロジェクト推進を支援する体制づくり

- ・ 対話と協力のまちづくり促進のための行政サイドの窓口となるワーキングチームを創設するための検討を進めます。
- ・ プロジェクトの推進支援については、ワーキングチームを構成する担当課が関連各課との連携をはかり、効率的な一体的な活動を進めます。

町民のまちづくり活動推進を支援する体制づくり

- ・ プロジェクトのなかから定常的なまちづくり活動への定着を図るために、既存の民間活動団体との連携や体制づくりの支援を行います。
- ・ 既存の自治会活動を推進し、町民による多様なまちづくり活動が進められるようきめ細かな支援を進めます。

主な計画事業

施策	主な計画・事業
既存活動組織の把握と活動参加の窓口づくり	既存活動組織の体系的把握と参加の窓口づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動の推進（生涯学習課） ・ 団体・サークル活動の充実（生涯学習課） ・ コミュニティ推進体制の確立（総務課）
対話と協力のプロジェクト推進を支援する体制づくり	対話と協力のまちづくり担当セクションの設置の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対話と協力のまちづくり担当セクションの設置の検討（総務課） 庁内でのプロジェクト支援体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内でのプロジェクト支援体制づくり（総務課）
町民のまちづくり活動推進を支援する体制づくり	町内の自治会活動の連携、体系化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の自治会活動の連携、体系化推進（総務課） 既存の自治会活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会活動の支援体制づくり（総務課） ・ 地区集会施設、コミュニティ備品の整備（総務課）